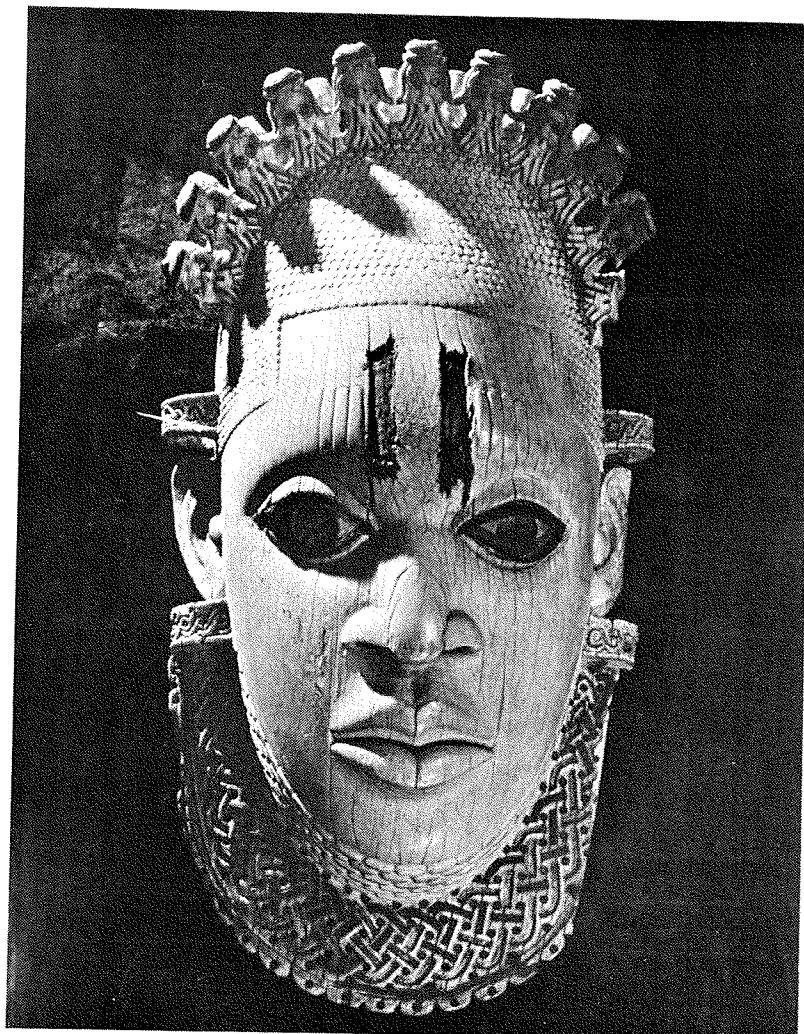


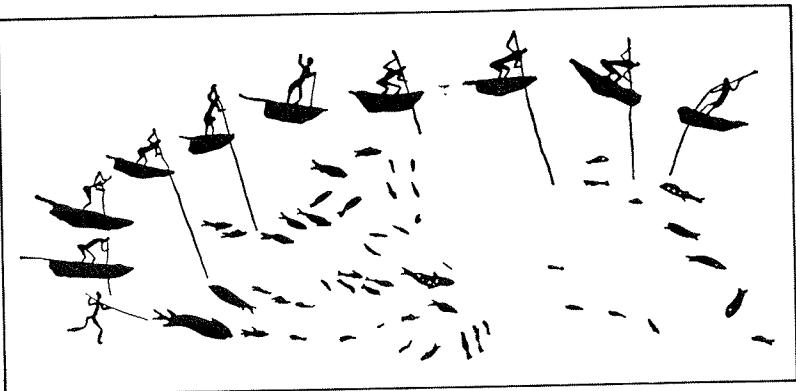
# 書評

第36号  
1974. 6



書評編集委員会

# 第三六号（六月号）目次



## ■ 書評

『私生活主義批判』を読んで..... 森田 啓嗣 6

——『私生活主義批判』田中義久著——

父親像の喪失

浅田 良純 13  
東井 正美 20

共同農場とその可能性

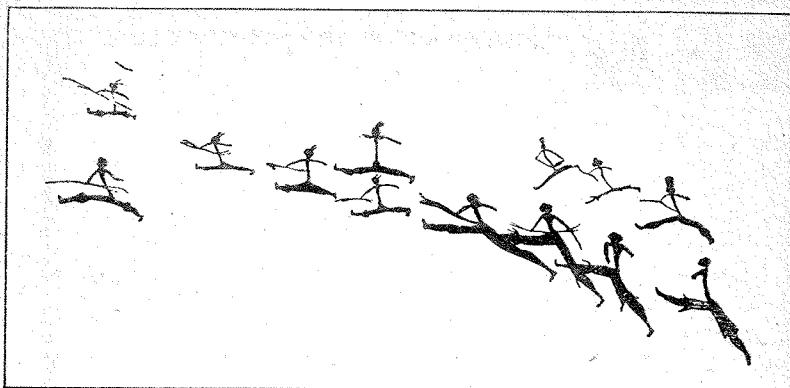
東井 正美 20

——『農民志願』岡田米雄著——

## ■ 特別寄稿

ゲマインデの原点を求めて

神谷 国弘 26



■私の研究ノートから

## 日中文化関係史の一面 (XIII)

戦後日本企業の特許戦略史概説

(V)

増田 渉

堀 康三

40 34

羅針盤	4
読者の声	56
書物の案内	57
グラビア	59
お知らせ	61
編集後記	62

題　　字・関大文学部教授 網干善教  
表紙デザイン・原始美術より  
グラビア写真・関大写真部  
カット写真・原始美術より  
　　・ダリ

# 羅針盤

## 家族・共同体

人間は社会的動物といわれる。また人間は社会の最少単位である家族をほぼ生涯にわたって維持している。家族という経済的・心情的な共同体は、幼少年期の無力な人間を保護するとともに、家族生活を通して人間を社会生活に順応させていく。

「父権の喪失」というコトバは少くとも、二つのことを意味している。家族のもつ心情的な共同体の機能が、かつてほど強くなってしまったこと。それにもとない家族内での教育機能が減少し、他の機関（学校、マス・メディア）がそれに変つてきていること。以上のことは家族という血縁關係の中へ中央集権化された他人の教育▽がはいり込み、教育の代行は、ますます重要な位置を占めてきているといえるだろう。

もともと、自我・個人というものに重きをおかない風土の中で戦前においては、家父長制度のもつ心理的な抑圧機構が地域共同体や天皇制の土台となっていた。現在は、家長的な家庭制度が崩壊してきて、心理的な抑圧は、△父権▽という形をとらずに、社会全体となり、△父権▽との抗争を通じて自我を確立するといったことがなくなつた。△父▽は、單なる給料運搬人となつたようだ。

それは資本主義の急激な発達と、それをささえた産業構

造の変化により必然的に起つた。産業構造の変化は一九五〇年代後半から、第一次産業の切り捨てと、第二次産業の機械化の進展という形をとり、たりなくなつた労働力を農・漁村から、都市へ人口を集中させて、おぎなつてきた。

産業構造の変化は、農・漁村の地域共同体や大家族制を崩壊させ、過疎や、村をあげての離村などを生じた。農・漁業だけでは食えなくなった農・漁村は、大気汚染や水質汚濁や騒音公害等をひきおこし、反公害の住民運動によって都市を離れざるを得なくなつた工場を誘致している。資本を誘致した農村は、地域共同体に根強く残る排外的な意識を変えないことなく、上からの意図によつて再編されている。農・漁業の崩壊が進展するにもかかわらず……。

都市に集中した人々は、経済的にも、心情的にも共通性をもたず、又中西欧の都市に見られたような支配者との抗争を通して得た権利意識や、共同体意識をもたない。住居は、労働から解放された人々の一時の休息の場として、個々のワクの中で疎外感をまぎらわす場となつてしまつた。

本号では、社会構造の変化にともなつて、われわれの生活がどういう変貌を受けているかを、田中義久著「私生活主義批判」を通して、また、父権のもつ意味を、A・ミックチャーリヒ著「父親なき社会」の書評を通してさぐろうと

した。岡田米雄著『農民志願』からは、農業の共同経営の可能性を、またヨーロッパ社会との対比で共同体の問題を探った寄稿を神谷先生からいただいた。

若者のUターン現象や、住民運動が起り、心情的に「共同体の復権」がいわれる。家族や共同体が持つていた、強大な外からの権力に対して、内部の人々を守る機能が失なわれ、個人個人として社会に存在する時、思想的な原点をもたない人々が新たな「共同体」を模索しているようだ。かつての排外的な意識をもつたものではなく、横つながりを重視する共同体の復権は、現在の管理機構や、思想統制に対するものとして大きな意味をもつことだらう。

そしてまた、△親▽でもなく△子▽でもない、われわれの年代にとって、家族や共同体がどういう意味を持つのかを考えてみたい。

# 私生活主義批判を読んで

私生活主義批判

田中義久 著

森田 啓嗣

本書はその副題にみられるように、戦後民主主義の今日における権利根拠のありかを、『日常性の平面』において確認するため、「私的日常性の構造分析」によって、人間的自然の復権を求めるものであるといえよう。

著者が繰り返して強調しているようにこれは、傍観と觀照の風俗に隨したスタイルやポーズとしての日本のニヒリズムを超えた、歴史の運動の中における民衆の日常性の研究であると同時に、今日の多元的・多選択社会を「私民」の「市民化」という視座からえぐるうとする『市民社会研究』論でもある。

ところで、評者に課せられた本書の書評についてここで一言述べておくことにする。書評と呼ばれるものの本質が、著者の展開する主題について今まで試みられてきた古今東西の隣接諸研究と比較検討して、その特色を明らかに示し、その評価をふまえた上で今日的状況に立った

評者の意見を述べることによって、著者の主題をよりいって展開するものであるとするなら、以下は「書評」とは呼びがたく、この拙文の読者を欺くことになる。さらに、それは評者の能力を超えたことでもある。

しかし、あえて著者と異なる見解や視点からの原著の紹介も意義ありとするなら、評者の現在の過重な負担は軽減されるであろう。したがって、以下の書評なるものは、特に社会学には全くの門外漢にすぎぬ評者の「私」の意見であることを見もつてご諒承ねがいたい。

本書に集められた論稿は、一九七〇年から七三年にかけて数種類の雑誌・新聞に発表されたものであるため、その内容は各時期の独立した局面の内的論理に限定され制約されており、その論述過程は重複したりまとまりを欠く部分はあるが、評論集として出版されている以上、評者がこれを連続ないしは接続したものとして読むことは許されるであろう。しかし

ながら、著者があらたに見出した普遍的に有効な問題提起は何かを、可能な限り正しく取り出してみてゆくのは、評者として当然のことである。

まず本書の編成から述べたい。「現代文明における人間の位置」と題された序章は、テクネーとエロスへの物神崇拜によって貧しく弱められた内面的自然を、本来のあるべき人間的自然へ解放しようとする著者の「見取り図」として設定されている。

これに続く第二章には「私生活主義批判」「私的生活の構造」「岐路にある「私」の貧困化」などと題する主要三論稿が収められ、量的にいってもこれらが本書の全体の五分の三をしめている。ここにおいて著者はひとりひとりの民衆の「今日」をさえる社会的行為の全体としての「日常生活」の構造と論理をこまかく整理し、分析の視野に組み入れるというやつかいな作業を経て、卑小な「私」の低い視座から、幼弱な「市民社会」を根拠づけようとしている。

さらに、第三章と第四章に各二編の論稿が収録されているが、これらは戦後民主主義の基盤にあらわれた一行動ないしは一体験に関するものであるため、最初から論評の対象からはずすこととする。そして、著者もいう如く「本書の主要部 分を成す」第二章の三部作を中心に論を進めてゆくことにする。

## ※

著者によれば、現代人の内面的な自然の貧困化は日ごとに加速されている。今日、文明と人間を結ぶ内面的な諸関係はますます非人間的な様相を強めており、国家独占資本主義社会の支配層は、現実の分裂を覆いかくすような似而非中心を作り出している。その分裂を外的に救済しようとしたものが大阪万博に外ならない。テクネーとエロスへの物神崇拜は人びとの内的な人間性をいつそう貧困化し、卑小にした。その結果、人間は人

間であることをやめてしまったのである。

海洋・山林・河川・大気などの広汎な

環境汚染と破壊がもたらされるとともに

他方で、内的な人間的自然の解放が妨害

され、人びとは狭隘な「私民」性の隠微

な衝動へと一元化されてしまっている。

著者は、これが人間性の解体であり、貧

困化であるとする。その底にひそむニヒ

リズムはヒューマニズムの最大の敵であ

り、人間はもはや「問題的」であること

をやめてしまう。

これをのり越えてゆくための方途として、ふたたび個人的人間を中心にして生き方、すなわち、自他の日常生活批判を通じてみずからの人間的自然を洗い出し、

主体的根拠を確立することが求められる

のである。

たしかに、その限りにおいて「時代の

アクチュアルな選択は、みずから辛苦し努力しながら自分の人間的自然を確立してゆくか、あるいはすんで操り人形と偽りの仮面に自足するか、そのいずれか

を選択することだ」という著者の意見は鋭い。

しかし、日々の消費的な日常性のなかで人間的自然は「ざりげなくしかも確實に擇取され」ており、本来、もっとも根源的なものであるべき個人の「性」でさえも管理されている今日的状況のなかで、われわれには一体どのような選択が可能であるのか、という疑問が残る。既成性としての「公」を拒否し、「私」の側から「もうひとつ」の公をいかに選択するのかという問いか。

これに対して、著者は「たしかに出口はない。しかし、それは与えられるものではなくて、みずから作りだすものだ」と答え、次章にその展開を譲る。

『』

第二章の「私生活主義批判」において著者は、一九六〇年代におけるわが国の国家独占資本主義の発達による産業構造と階級構成の急激な変化が、「私生活主

義」によりいつそうの拍車を加えてきたのではないか、という。

おびただしく増大された国家権力と企業などの巨大組織の機能主義から、即興的な意味での私人の生活と利益を守ろうとするささやかな生活倫理にさえられた「私民」が多量に産みだされたのは事実である。

せつぱつまつた生活防衛に追われ、マイ・ホーム主義といわれながらもその生活原理を価値的に確立しえず、マイ・ホームの外側にも「生きがい」を持たないのが、現代の私生活主義の特徴である。

したがって、それは「国民的目標」を持ちえないのであり、より直截的にいえば、近代ヨーロッパにおいて、その社会規範と生活倫理がキリスト教の神から見捨てられた後、「階級」としての労働者の現実的勢力の抬頭とキルケゴールを受けついだニーチェのニヒリズムというふたつの対極的契機を基盤に「市民」が王体性を得てきたのに比し、日本においては近

原始美術『祖靈像』



体的には日本の歴史をつき動かすもつとも大きな原動力であったにもかかわらず、奇妙に歴史感覚の希薄な、それゆえに歴史的責任の感覚を成立させえないひとつの日常的な生活倫理を成立させ」てきたのである、と強調される。

こうした思想的なものに加えて、現代社会では矛盾の焦点が百姓からサラリーマンにかわっただけで、民衆の日常性をささえる生活環境の実質はすこしも改善されておらず、いわゆる日本経済の高度成長が「巨大独占資本の高度成長でしかない」。人がみずから私的生活領域において可能なかぎりの充実をはかるうとする「現代の私生活主義」はますます強化されることになるのである。細部についてはここで紹介しないが、危機においてはここに紹介しないが、危機においては、いつてはいる現代の分析に関する限りでは、著者の技術は鮮やかである。

著者によれば、みずから無常の感覚に自足した「日本的ニヒリズム」がわが国における「私」から「個」への範疇的転化を通じてこうしたニーチェ的ニヒリズムの思想原理がついに真の意味で理解されることはなかった、という点に帰着させられるであろう。

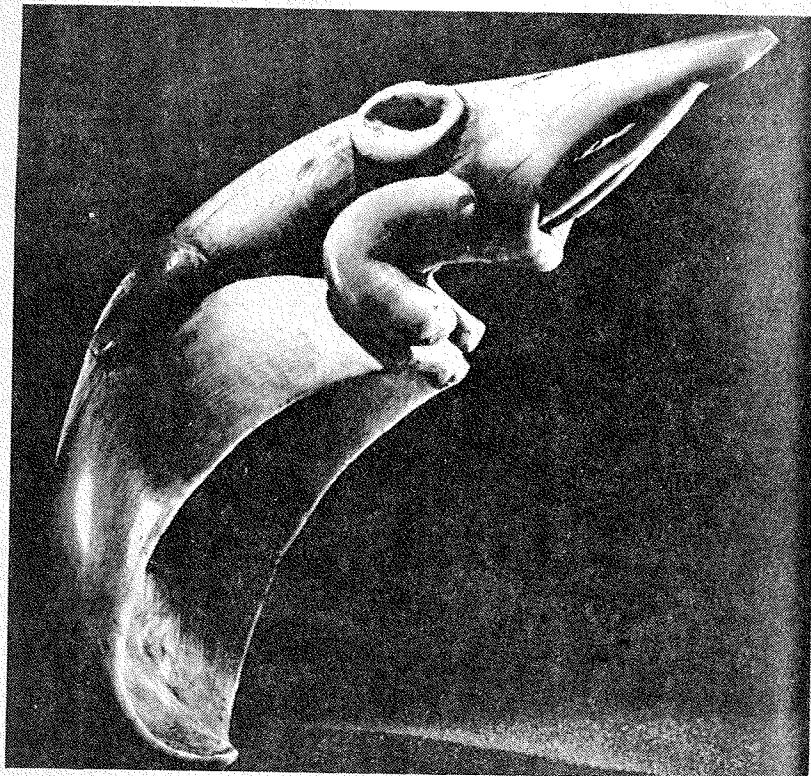
著者によれば、みずから無常の感覚に自足した「日本的ニヒリズム」がわが国における「私」から「個」への範疇的転化を通じてこうしたニーチェ的ニヒリズムの思想原理がついに真の意味で理解されることはなかった、という点に帰着させられるであろう。

ところで、こうした状況の中で人は、管理社会がさし示す「自分のものではない」目標価値に身をゆだねるか、それと

、目標価値そのものを断念し、みずから「手段的道具」として自己規定をするかである。二者择一をせまる著者に全面的には同意しがたいが、自己の人の間的実体の回復をねがう私生活主義がこれほどまでに一般化し、蔓延している事実は認めねばならない。

しかし、私生活主義が家庭や家族、レジーナーを志向し続ける限り、それは主観的な自己回復にとどまり、文字通り、歴史を変革していく個人の主体的契機にはなりえないのである。著者のいう「私生活主義批判」も、まさにこの点にその中が置かれている。

著者は、これをのり越えるために人が「自然的欲望から自然権へ」と推転しなければならぬとする。自然的欲望のおもむくままに當なまれつてあるわれわれの「私生活」の内在的批判を通じて、今日も基本的人権思想の基礎原理たる人間の「生存の欲求としての自然権を根底に立えた『市民的精神』の成立を求めるの



原始美術『サンク』

である。「いまや、主体的自由の原理は自律的な人格性のそれである。政治的主権の根柢としての自然権のない手たるわたくしたちの人格、それは個別的かつ自律的な個でありつづけることなのだ」と。

そして、「現代の生活防衛の倫理としての私生活主義をささえる自然的欲望のマトリックスの中核的な焦点があの自然権に凝縮するならば、それは、ひとつの新しい人民像をうかびあがらせることになるであろう」という著者のことばは、啓蒙的な表現であるにもかかわらず、鋭い印象を読者に与えずにはおかないと。しかし、一言悪口をいわせてもらえば、著者はどのようにして自然的欲望が自然権に凝縮すると考えているのである。

※

「私生活主義批判」からちょうど一年後の一九七二年四月に発表された「私の生活の構造」で、日常生活の原理とその

具体的な展開過程である「日常性」の論理構造が詳細に分析される。「問うべきは生の形式ではなくて、むしろ、生の内容である」。どれほどそれが卑小にみえようとも「自己の生に意味づけをもたらすところの何らかの理念的カタゴリー」のあるところにのみ、「生活そのものの変革と歴史の運動に関わる主体的参加」が可能となる、という立場から著者は問題をみようとするのである。

「[変革]と[主体的参加]が可能とな

ることにしたい。

著者は「人間的自然と自然環境の作用連関のきわめてプリミティブな具体例」の行為を中心軸として、自己の日常性を「対象化」するときであるという指摘は評者が先に提示した「いかに選択が可能であるか」という問い合わせるようと思われる。

自然村は「わがくににおける人間と人間とのあいだの社会関係の原初形態」であり、「血縁的結合を基底とするなまぐさい自然性」を持つ生活共同体である。そぞれ人間的自然と自然環境との作用連

は「現代の危機を乗り越えるべき一步を踏み出したのだ」といえるからである。

しかし、それは本當だろうかと評者は考える。人は社会の公的な管理と操作のシステムのもとに取りかこまれて、また

元の私生活主義に逆もどりせざるをえないかも知れない。現代日本における「公」の機構は、徹底したニヒリズムによって許された紙数も残りすくなつたの

で、次の「岐路にある『私』状況」に移

関から見れば、「それは、外面的かつ形式的にのみ合理的なのであり、内面的にはまったくの非合理主義にほかならない」ものであると著者はいう。

こうした事例は自然村に限らず、家族や小集団・組織・世代などのあらゆる平面において無数に認めうるのは事実である。しかし、単純に山里がコミュニティに「変遷をとげていない」と断定するには疑問が残るのではないか。

また「このように外部の自然から自己が隔絶されることなく、したがつてまたみずからの『内なる自然』のうつぱつた流れに対する実践的・合理的支配も生じがたいところでは、『社会』における公権の主体的根拠としての開かれた『私』は、とうてい成立することができない」という分析は、表面的すぎると思われるが、如何。

さらに、社会関係のなかの人間を考えるとき、人びとの行為がいわば自主的にその社会の関係を生みだすにもかかわら

ず、現実には、社会関係の方が自立化し、その拘束と圧力の下でかれらの行為が萎縮し分裂させられることがある。つまり人間的内容である「人間的・自然的諸力の自己表現と自己實現」の危機である。著者のことばを借りていえば、「人びとは『公』に対する不信と絶望をひきずりながら、卑小な『私』の内側へと折れかえっていかなければならぬ」という箇所には折れかえることなく、市民社会の日本的人形態そのものの自己変革はどのように実現されるのであるか。

「それは、理念的には、今後のわたくしが自身の決断と選択の問題であるはずだ」というだけでは、説得力を欠くと評者には思われる。問題は何を決断し、何を選択するかにかかっているのであるから

かた。特に一哲学徒として「現代社会における人間の現実的倫理を対象とするわれわれの視座は、すくなくともそれが思想的な意味において眞面目なものであらうとするかぎり、ふたたび個人間を救い出す使命に志向するものでなければならぬはずである」という箇所には全く共鳴する。今後それがどのような形で展開されるか、興味深いものがある。

最後に、著者の主要な思索努力に対しても正面から対応しえなかつたことの不備を著者に陳謝し、論稿を読みちがえた部分があれば、重ねて著者の諒恕を乞いたい。

( 関大・文学部博士課程 )  
もりた けいじ

『私生活主義批判』筑摩書房刊 一三〇〇円

いろいろへ私見▽をならべたたが、評者は本書から啓發されることが少くな

# 父親像の喪失

●父親なき社会

小見山 実 訳

A・ミツチーリヒ著

『「見えざる父親」を定式化するさい、

われわれの考へてゐるのはむしろわれわれの文明そのものに基礎を持ち、父親の全能の神なる父がすぐに考へられてしまふ。こういう観念連合はここではただちに排除しなければならない。第二の

觀念は身体的な意味での失なわれた父親を考へてゐる。しかしまだ戦死した父親を恩念しているのでもない。その父、親は見えないといわれるかもしねいが、

われわれの考へてゐるのはむしろわれわれの文明そのものに基礎を持ち、父親の全能の神なる父がすぐに考へられてしまふ。こういう観念連合はここではただちに排除しなければならない。第二の

い。』（注1）

設立し、その所長を兼任してゐる今日の西ドイツの代表的な精神分析学者である。彼の学問的立場はフロイト精神分析の正統をつぐ自我心理学の方向に沿つており、本書はそういう立場から、さらに現代生

物学や社会学の成果をも十分とりいれて、現代社会が個人に及ぼす影響をその心理力動にまで掘り下げて鋭く洞察したものである。この点に本書の著しい特色があり、すぐれた現代文明批判になつてゐる

『父親なき社会』の著者A・ミツチーリヒは一九〇八年ミュンヘンに生まれ、現在はフランクフルト大学教授であり、一九六八年には同地にフロイト研究所を

と思われる。(注2)

### (I)

親子関係といふものは精神分析的に一つのシステムとして理解することができる。まず生まれたての赤ん坊は母親との愛情関係、すべてのものを許容し、包する母親の愛に包まれて、生きる自信と勇気を自分のものにする。次に父親との関係が始まることにより、ある意味では盲目的、非生産的な母親との愛情関係から目覚め、社会での行動様式、思考、生産形態などを学ぶ。そして青年期以降の父からの独立によって一人前の人の間となる。従来の社会においては社会構造全体が上記のシステムを基本にして運営されていた。ところが現代社会は父親なき社会と呼ばれるように、このシステムに混乱が生じてきているのである。

ところで「父親なき社会」という言葉を最初に使ったのは土居健郎氏・小此木

啓吾氏などによると、フロイトの最も忠実な弟子の一人で、アイデンティティ論で有名なE・エリクソンのウイーンでの師、P・フェーダーであるらしい。彼は

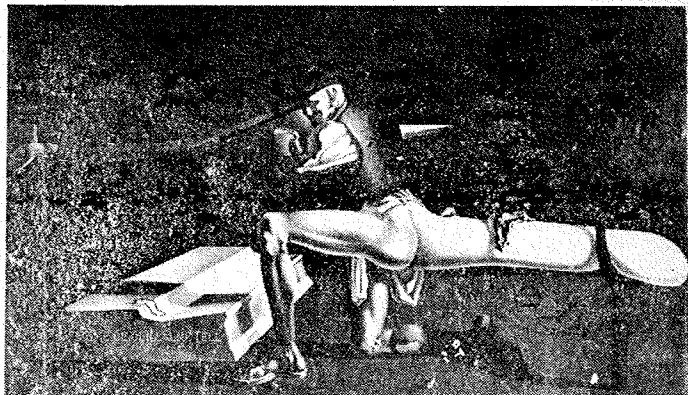
一九一九年「革命的心理——父親なき社会」の中で、国父の権威が失墜した年に人々の心に起つた恐慌状態を観察するためにこの言葉を使った。そしてフロイトも「集団心理学と自我の分析」の中で、フェーダーのこの「父親なき社会」論を念頭に置きながら同様の現象を論じている。そもそもフロイトの創始した精神分析というものの自体、父—子の関係の解説をその中心においているといつても過言ではなく、言い換えるならばフロイトにとって父—子関係という問題が生涯を通しての大きなテーマになっていたものと考えられる。

それではフロイトは父—子関係をどのように理解していたのか。それは彼のエイプス・コンプレックスとそれに続く超自我形成の論理の中に明白に見られる。

すなわち父親は息子に対しても權威的な忠誠者であり、また息子が闘争する敵でもある。心的機能において超自我はこの父親的役割を行なう。超自我は両親、その代理者との同一化によって生じるものであって、彼らの行動規準からとつてきた理想規準に照らし合わせて自我機能を観察評価する。したがってそれは脅かすもの、抑圧するものの姿をとる。ミッチャーリヒは基本的にフロイトの理解を踏襲しながらさらに議論を展開する。つまり父親を二つの面に分けて考えるのである。一つは「氣質—父親」、感情的接觸における父親であり、もう一つは「師匠—父親」事物関連的接觸における父親である。そして現代社会では「氣質—父親」の面は残されているが「師匠—父親」の面が破壊されてしまっている。

『多くの人々の労働世界は手の届かぬところにあるし、工場作業や事務に子どもの入りこむ余地はない。子どもたちは同一化の基礎になる観察と学習からしめ

出されている。この機能的統一の崩壊という深刻な事態はこれまでの人類の歴史にまつたく見られなかつたものである。われわれの社会的現実において初めて分离が生じ、それが強まっていく。——中略——エディップス問題は非常な激しさで続いている。このことは「気質—父親」が「師匠—父親」でない場合に一般的に起ころうる結果であつて、われわれは「師匠—父親」とは学びながら技を競わねばならないし、それによつて子どもの時に感じられた悪魔的な破壊的性格は失なわれるるのである。（注3）つまり従来は「気質—父親」と「師匠—父親」とが同時に同方向から示されていた。かつて人々は同一の行為空間を共有し、その空間においては人ととの感情的結合と事物との交渉が同時に起ころり、直接的に経験された。父と子も共同して働くことがで、才ともは父親の具体的な姿を見なが生活の為の実践的知識や方法を学ぶことができたであろうし、また良心という



ダリ『ウイリアム・テルの謎』

社会的、道徳的価値も受け継がれていつたであろう。このことが父と子の感情関係にも良い結果をもたらした。つまりエディップス・コンプレックスにつきまとうアンビバレンツな葛藤は、具体的な労働の場における直接的な競争によつてやらげられるし、また全知全能の権威者としての父親の幻想像もぬぐいざられ、限界をも含めた現実の姿を知る事ができた。しかし現代の高度に発展した産業社会は父と子の同一の労働空間を奪い去つてしまつた。その結果父親による目に見える生活実践や事物との文化交渉方法の伝達は行なわれなくなつたし、またそのためには父と子には父親に関するおびただしい幻想が与えられる。前述したように、父親が子どもに与えるものは一つは良心（超自我）と呼ばれる秩序づけられた行動の発達図式であり、もう一つは生活の実践的克服の方法である。子どもは父親からこのような社会教育を受けながら成長していくものである。左記の同一の労

働く空間の喪失、すなわち住民と労働場所の分離、断片的な労働行為、管理労働

のような非具象的社会行為の増大などは、父親による社会教育を困難にし、ついには消失させるに至った。そして教育する父親の消失は子どもの社会的自立の障害を引き起こす。こんにち子どもが同一性を見出すことはきわめて困難であり、彼らは未知なままの社会で定位し、職業選択をしなければならない。このことは息子の世代への陶冶と形成の欠如を意味し、現代社会におびただしい数で生み出される大衆はこのように伝統喪失ゆえに「他人指向的」であり、絶えず方向が変わる瞬間的人格「プロテウス的人間」（注<sup>4</sup>）にならざるを得ない。したがって彼らが頼りない孤独感を感じ、父親は無能であって尊敬しえぬと考えるのも当然である。ここから父親憎悪、父親との疎隔に基づく不安と攻撃性が生じてくる。

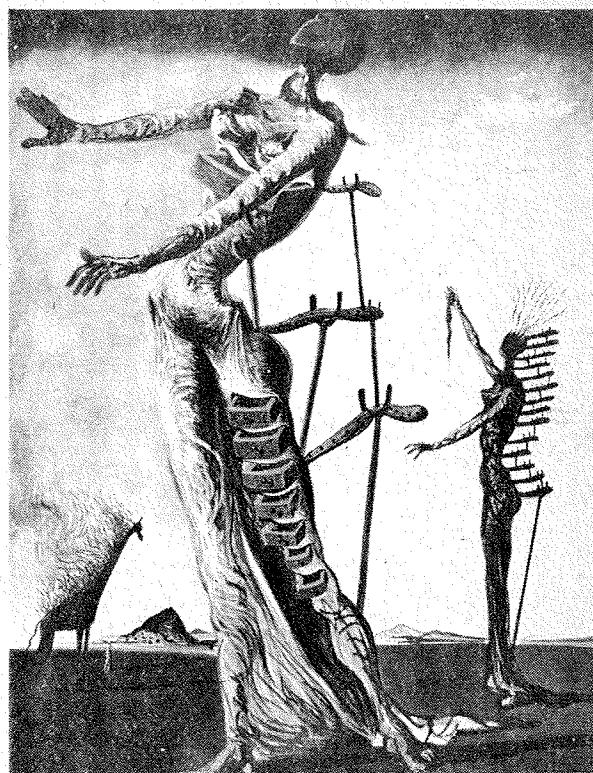
## (II)

京都市教育委員会カウンセリング・センターがこのほど四八年度心理治療活動の報告書を発表した（注<sup>5</sup>）。それによると六二三件のかウンセリング総数の内、一三六件、二六・五%が学校恐怖症であった。その特徴として、従来多かつた小學生が減り、代って中・高校生が目立つ

てきている。そして対人恐怖や強迫観念などを伴なうものもあるうえ、治療が長引き長期欠席するケースが多い。「家庭で父親の存在が希薄になり、子どもが父親をモデルにしての人格形成が困難になつてゐる反面、母親が家庭の中心となり、つまり父親喪失はわれわれの文明構造そのものに根ざしております、歴史過程によつて強制されたものである。それゆえ過去の父親を取り戻そうとする試みは、時代が逆行しない限り無益なものとなろう。そればかりか単に観念的な過去の父親への憧憬はファンズムを呼び起す原因にさえもありかねない。土居健郎氏は「甘えの構造」の中で父親喪失の反動として英雄崇拜が具現化している例をいくつか

親喪失社会」を象徴的に暗示しているようと思われる。またそれ以外には情緒不安定、気が弱い、集団になじめない、などという非社会的なケースが増加している傾向も「教育する父親」の消失と密接な関連を持っているものと考えられる。それではこの「父親なき現代社会」に生きるわれわれは一体どうすればいいのか。

すでに述べてきたように父親喪失の背景には高度に専門化、分業化された労働世界、職業の非具象性という条件がある。つまり父親喪失はわれわれの文明構造そのものに根ざしております、歴史過程によつて強制されたものである。それゆえ過去の父親を取り戻そうとする試みは、時代が逆行しない限り無益なものとなろう。そればかりか単に観念的な過去の父親への憧憬はファンズムを呼び起す原因にさえもありかねない。土居健郎氏は「甘えの構造」の中で父親喪失の反動として英雄崇拜が具現化している例をいくつか



ダリ『燃えるキリン』

ミッチャーリヒと同じ西ドイツの哲学者で社会学者のH・マルクーゼは「エロス的文明」の中で父親なき社会について論じている。

かって家族は良かれ悪しかれ個人を育て教育した。そうして支配的な規制や価値は個人的に、個人の運命を通して移されていった。——中略——しかし今や経済・政治・文化の独占形態が支配するところでは成熟した超自我の形成は個人化の段階をぬきにするようである。

中略——父はエディプス状況で最初の攻撃目標であったが、後にはむしろ攻撃の対象としてはとるにならないものになつてくる。富・技術・経験の伝達者としての父の権威は非常に弱くなっている。

(註6) マルクーゼは抑圧機構としての父親の後退により、現代社会では各種の依存はそのまま残り、歴史・時代の変化につれて機会があれば再び、熱狂的な愛国心や指導者への傾倒の形で復活する潜在力を残しているに違いないのである。

と覗くのである。

しかしながら母と子のエロスの交流は、从来幻想的な機能しか持て得ないものであり、たゞいくら社会が変わり抑圧機制が消失したところで、このような非生産的、非現実的な母一子のエロス交流が基盤となるような文明構造が生まれてくるとは思われない。

日本の代表的な精神分析学者である土居健郎氏は前載の『甘えの構造』の中で

次のように論じている。

「問題は結局、父親ないし父親原理が無用の長物か否かという点に帰着する。それは単純にこの地上から消失していくものであろうか。私にはそうは思われない。既にフェルバーグも現代社会において父と子のモチーフは著しい敗退を余儀なくされているが、しかしこれは人間性に深く根ざしたものである故に、まったく父なき社会が現出することはあり得ないであろうと述べている。このことは又最近の青年の反抗によつてもあ

る程度裏書きされていると見ることができよう。なぜならそれは父親が弱いことに対する憤りであり、強い父親を待望する叫びであると解することができるから

である。——中略——この点についてフロイトの父親殺害説は非常に暗示的である。なぜならそれは父親を探し求める努力が、父親殺害の記憶を払拭しようとする意図に発することを暗示しているからである。所詮人類はこの主題から逃れることができない。父不在という現代の精神状況を超克する為には父殺害の罪を認め、それを以て新しい道徳の基礎とする他はないと考えられるのである」(注7)

土居氏のこの問題に関する見解は左記のものがすべてとは思われないが、そのことは別としても氏のようにしてこの問題を道徳的な次元に還元することには少し疑問がある。下手をすれば前述したように観念論に陥り、ファシズム的傾向をも呼びおこす恐れがあるし、また新フロイト派の旗手であったE・フロムが犯した誤

謬を再び繰り返す可能性が非常に大きいからである。

### (III)

ミッチャーリヒはこの問題に関し、彼本来の業績である攻撃性の理論を展開する。同一化する個人(父親)がいない時、原則的には競争し嫉妬しあう同砲社会が出現し、また父不在による父親憎悪、不安、攻撃性が現出する。現代社会は攻撃本能(テストラドー)をもってその特徴とすることができる。そこで攻撃性の本能を今までの如く無意識下に抑圧するのではなく解放し、自我の指導下におくことにより、一層成熟、完成した自我を得ることができる。同胞社会はまた、同一平面上で互いに尊敬しあう同権者の仲間の社会ともいえる。「おそらくそれは権威的でない両親の支配権、子どもの心理的な保護欲求を満たすようなものであり、本能と自我と超自我とが統合されて

いるような、しかもより自我に近いレベルのものである。だがその前に、ちょうど精神分析療法が無意識的なものの暴露から意識による統合へと進むように、まず社会的条件とそれに対する心的反応形式との循環過程を充分に分析し提示しなければならない。ミッチャーリヒこそこの問題の提示者なので、彼はこれをベルトブレヒトの演劇術の用語を使つて異化効果と呼んでいる。」（注8）最後にこの「父親なき社会」を生きる理想的な自我を持った人間としてフロイトを挙げたいと思う。彼こそ父親なき社会を生き、それを乗りこえた最初の人間ではなかつたか？

フロイトの父ヤコブはフロイトの幼ない時に近代資本主義の発展に伴なつて破産し、フライブルグからウイーンへ移る。そしてフロイトが生きた頃のウイーンもまた巨大な社会変動の波に洗われていた。彼は四〇才頃までんかんや強迫神経症的な発作に悩む。フロイトはプロイラー、

フリースなどとの書簡の往復を通した冷静な自己分析を通して、見えざる父親への憧憬と不満の無意識的なシコリがその原因であつたことを洞察する。そしてこのフロイトの不感の自我で作り上げられたのが精神分析だったのである。（注9）現代においてフロイトの理論は古典となり、その実際的な価値は薄くなつたかも知れないが、フロイトの現代の「父親なき社会」を生きるわれわれへの真の遺産は彼の生き方そのものなのではないだろうか。

（ 関大・文学部四回生  
あさだ よしずみ ）

『父親なき社会』新泉社刊 二〇〇〇円

注1 「父親なき社会」一五三ページ  
注2 同書・訳者あと書き  
注3 同書・一七二～一七三ページ  
注4 「プロメテウス人間」とは、R・リフトンが、彼の著書『誰が生き残

れるか』（誠信書房）で提示した概念。彼はこれをもつて现代社会の一つの理想像としている。  
注5 五月一二日付・京都新聞  
注6 『エロス的文明』（南博記）・紀伊国屋書店・八四〇八五ページ  
注7 『甘えの構造』一九一〇一九三ページ  
注8 『現代思想』（青土社）一九七四年V.2-3所収・小見山実「ミックチャーリヒ」  
注9 この問題に関しては、小此木啓吾著『フロイト』（NHKブックス）を参考にした。

# 共同農場とその可能性

東井 正美

農民志願  
岡田米雄著

岡田米雄著『農民志願』は、倒産農場の石岡実験農場を再建するにあたっての、国や県や市の役人との協議、共同経営の内部でのいろいろなできごとや人間関係を、克明に物語る。

岡田米雄さんは、もとを正せば国学院大学・哲学科の出身で、「農業のノ」の字も知らなかつたし、やる気もなかつた人間である。彼は、教師をしているときに、農村の貧困に関心をもちはじめ、彼自身が貧乏百姓になつて、農業問題を解決し

ようとして、妻以外の周囲の人の猛反対を押しきつて、教師をやめ、酪農を始めたのである。高度経済成長のはじまる昭和三十一年に、埼玉県入間郡鶴ヶ島村で酪農経営を始める。昭和三七年に、鶴ヶ島を引揚げ、共同経営者全員で、群馬県吾妻郡嬬恋村にて村の農協の乾草生産事業を引受ける。これらの共同経営について

素人だが、経営能力は経営しながら育成していくものだと考えて、千載一遇の好機とばかり、経営者不在の倒産農場の再建に乗り出したのである。この倒産農場の再建のために、国と県と市から招かれ、昭和三九年一月一七日にこの農場に乗り込んだ。そのときのメンバーは、つぎの八名であった。岡田夫妻とその娘・トコ、九州から参加したハルとその妻・フユ、四国出身のノブとその妻・タカ、北海道出身の実習生であるジュン。

岡田さんは、大規模経営の経験のない書房刊)に書かれている。

この倒産農場は一般に有限会社・石岡実験農場といわれているが、公式には、開拓地大規模機械化実験農場という。かかる実験農場は、全国に五ヵ所もあって、全國の未墾地の将来の開発方式・經營方法・その可能性や、農場經營成立のための諸条件を調査検討するための実験農場である。これらの農場は「開拓地大規模機械化実験農場設置要綱」という農林次官通達にもとづいて設置された「大へん毛並のいい農場であった」。

石岡実験農場は、土地も牛舎も乳牛も機械も何もかもそろっているが、経営者のいない倒産農場であった。

石岡実験農場の行詰りの理由を、岡田さんは、次の点に求める。「当農場經營を行詰りの理由の第一点は、機械化一貫作業不能による粗飼料不足である。第一点は、牛舎を初め諸施設が、五メートルによぶ蒙雪を考慮してつくられず、不完全・不適切・不要の施設ばかりで、投資額に比してその利用効率の低いことつまり、無

駄な投資が多額となつて、多額の利子と返済金が、経営を圧迫している点である」。

当農場經營の行詰りの原因是、農民側にもある。当農場を県が直接指導したが、もし本気で地元の人たちが、当農場の計画樹立に参加しようとすればできたはずなのにそうしなかったのは「本気でなかつた証拠」であり、かかる経営者不在と

いう地元農民の姿勢が、あのような農場を許したことである。つまり、地元農民あるいは経営者が指導側の原因を取り除き、解決しようとなかったその姿勢が、農場經營を行詰らせた農民側の原因である。

因よりも、より根本的なものだ、といふ。この原因を、岡田さんは、指導者側の原因よりも、より根本的なものだ、といふ。せつかく大規模酪農經營である石岡実験農場が創出されたのに、「地元農民たちは農場を食いものにした根本的な原因は何か」。ママは、簡単にこういった。

「土地をもつてゐる間はダメね」。酪農経営が、他産業との所得格差を克服しつ成長するためには一挙に機械化しなければならないが、そのためには、「その機械化に見合つた広い土地と膨大な資本が必要。そこから必然的に、他産業と同様、所有と經營の分離が要求される。現在の土地状況からいって、土地をもつたら、この大規模酪農經營にふさわしい経営者は、成長しないと岡田さんも考えた」。そしてまた、岡田さんはつぎのようにも思う。衰退せず、発展する酪農は、「人間とともに乳牛も牧草もよくなる酪農であり、投下資本は、他産業のような利潤はあげえなくとも、確実に生産力を拡充するし、何よりも、その經營で生産された牛乳、牛肉、乳牛は、他のそうではない酪農經營で生産されたそれらよりも確実に人間にプラスするものを生産しきつ、それらを生産する人間そのものが、より人間らしい人間に生長している。そのより人間らしい人間とはどういう人間かが問題になるが、要するにそれは『疎外されざる人間』により近づこうとしている人間と思う」。

※

石岡実験農場の再建は、豪雪とのたたかいでもあった。雪かきといえば、「ジンちゃん」とノブちゃんの毎日の雪かきは、牛乳出荷のためのケーブルの周囲の雪かき、牛舎の南側の雪かき、堆肥トンネルの雪かき、それに、サイレージ取出しの雪かきで、これが、一月、二月には、ほとんど毎日、連続したのである」。大猛吹雪のなかでも休むわけにいかず、「ジンちゃんは、とうとうこの雪とのたたかいに負けて」、農場から去って行った。

一月、二月などは連日の猛吹雪で、「その猛吹雪のなかを、通路を開き開き、一輪車で堆肥を出し、あるいは牛乳を素道で搬出し、屋根なしサイロからサイレージを出す。その連日のものすごい重労働」。施設さえ適切であれば、「そんな労働はする必要のないまつたくのムダな重労働……は、人間のいっさいの仮面をはぎとり、赤裸々なその人間そのものをムキ出

しにするのである。その赤裸々なノブちやんは、現実逃避型の人間としてあらわ始めた」。ノブちゃんの女房タカちゃんは、ノブちゃんの逃避的姿勢をみて、「みずから努力する人間に自分を変革しないかぎり、別れましょうといい出した」。

ノブちゃんは、「タカちゃんと会議の離婚を迫られ、承諾させられてしまつた」。

農場を去るときノブちゃんは、こういった。「ここ共同経営みたいに、何もかも保証されていたんじゃ自分を変えるつていっても無理だと思う」。岡田さんは、ノブちゃんとはちがつてこう思った。「この農場の、この厳しい現実のなかで自己を変革し、とことんまで人間としての主体性、自分たちが生きるために諸条件を

自分たちで創り出していく姿勢を貫き通して、すべての作業体系が放牧を中心にしてられることになった。しかし、夏枯れで牧草が不足してくると、牛群は、「少しでも伸びた牧草地へ行こうとして牧柵を倒して逃亡しはじめた」。牛群は、「脱柵逃亡になれる。電気牧柵など、脱柵専門の牛にかかると平氣の平在。その修理に追われて、牧柵づくりそのものがおろそかになり、ますます脱柵しやすくなる」。

ノブちゃんが山を下ってまもなく、東北地方に住む佐々木さん一家が、乳牛一

頭を連れて、共同経営に参加してきた。経営会議で決まった分担は、つきの通り。

牧草係、ハルさんと佐々木さん。牛舎係、タカちゃんと佐々木さんの奥さん(サヨちゃん)。厚生部、フユさん。総指揮、岡田さんとママ。このメンバーに、山本さんと秀一君が市の職員となり農場へ派遣されてきて、牧草のほうを手伝うことになった。これで「仕事の配置はすんだが、大きな問題が一つ未解決のまま残つた。牛を放牧するか、それとも運動場へ放つか、そのどちらをとるかという問題である」。結局、運動場放牧ではなくして、すべての作業体系が放牧を中心化されると、牛群は、「少しでも伸びた牧草地へ行こうとして牧柵を倒して逃亡しはじめた」。牛群は、「脱柵逃亡になれる。電気牧柵など、脱柵専門の牛にかかると平氣の平在。その修理に追われて、牧柵づくりそのものがおろそかになり、ますます脱柵しやすくなる」。

岡田さんとママは、牧柵のない非合理的

農場の非合理的な労働のなかから合理的な労働、合理的生活態度が生まれることを期待していたのだが、しかしタカちゃんとサヨちゃんはその苦しみのなかから自己防衛的に合理性を得ることができなかつた。

ハルさんや佐々木さんにとつて、山本さんや秀一君などムラの人をあてにすることができず、二人がおたがいに助けあってこの難局を切り抜けなければならぬのだが、二人は「どうやら助けあうどころか、対立し、張り合つて」しまつた。共同経営の矛盾は、「共同経営が脱落者を出すとき、はつきり表面にあらわれる」。

佐々木さんは、とうとうこの経営から脱落していった。経営者としての責任を負わないので、経営者としての待遇はうけるという佐々木流共同経営は敗退したのであつた。

佐々木さん一家の脱落は、経営にとつて致命傷とはならなかつたが、三人一组

のチームがこの共同経営に暗い影を落す。

何としてもフユさんをハルさんの片腕に鍛えあげるために、とくにハルさんの要望で、フユさんとタカちゃんを組ませ、そのチームのリーダーにハルさんがなつた。この三人一组のチームづくりは裏目に出る。ハルさんとタカちゃんの仲をしつと



原始美術『祖靈像柱』

たフユさんは、農場を去つていった。

ふとしたことから、岡田さんは、二階のハルさんの部屋で、ハルさんとタカちやんがいっしょにねてているのを見て悩む。

岡田さんが見て見ぬふりをすれば経営が女泰だ。そう思うと同時に、「別の自分が、お前は、何のために教員をやめ、百姓になつたのか。人間と経営と、どちらが大切なんだ。経営が大切なのか。金もうけがしたくて百姓になつたのか。そうじやあるめえ。人間問題の解決のための百姓であり、経営ではなかつたのか。この重大な人間問題を回避して何の経営だ、ともいう」。ハルさんとタカちゃんは、進んで岡田さんとママさんに謝罪した。

あやまつた二人を許すことになるが、けさの二人の行為に、「人間を裏切る人間性そのものがすでに存在しているのではないか」、と岡田さんは自問する。結局、ハルさんとタカちゃんはケジメをつけず、二人は農場を去ることになる。

二人が経営から去つたことは、岡田さんとママと七名の青年の実習生たちには、経営的に何の影響も与えなかつた。これが組織の力というものだらうか。みんなは、覚えたての素人でありますながら、おたがい助けあい、経営をうまく運営していった」。

ハルさんとタカちゃんが農場去つた日の翌日の夜、市役所の田辺さんから電話があり、ハルさんたちをもういつべん、農場に入れるよう、たのんできた。ハルさんたちまでが出るような経営は心配だから、今年の千百万円（補助金）の補助事業は返上だ、と県の大川さんの話をたてにとつて、「今年の事業が終るまでほんの二ヵ月か三ヵ月で」いいから、「ハルさんとタカちゃんを入れてくれませんか」。という経営会議で、「千百万円事業のために、ハルさんを一時入れることに決めてしまった。これが悔を千載にのこすことになるのだ」。

ハルさんが、岡田たちグループにたいして最初にとつた作戦は、青年たちを岡田さん夫妻から引離すことであった。ハルさんは、実に親切に、そして丁寧に青年たちを指導した。ハルさんは、青年たちと共同経営をする気がなく、青年たちを一〇月いっぱいでお払い箱にする雇用関係の原理に立つて行動していた。このことを青年たちは敏感に感じとり、青年たちは共同経営の線はくすぐらず、二人がより親切に教えてくればくれるほど、青年たちは気持悪がり、かえって、共同経営者意識は高まって、二人を嫌っていたのである。そこでハルさんたちは青年たちに重労働を課せた。青年たちは、この重労働は自分みずからの要求によつて行なわるべきだとして、積極的にハルさんの要求以上の重労働を開始したのである。ハルさんにしてみればその重労働は、青年たちを農場から追出すためのイヤガラセの重労働であつた。青年たちの逞しさ、不屈さ、積極性が、期待に反していよいよ強まってゆき、ハルさ

んを圧倒した。ついに、ハルさんは、何

でもないことで青年たちと衝突し、青年たちに暴力を振るうようになり、青年たち

から孤立していった。さっそく経営会議で、約束通り、ハルさんとタカちゃんに

出ていつてもらおうと決定した。しかし、市の田辺さんは、ハルさんの味方をして、あとをハルさんにゆずって、どこかもつ

と大きな経営に転進されませんか」と、勧告した。結局、岡田さんたちは農場を

いっせいに撤退したのであった。ハルさ

んたちの経営になれば農場はどうなるか、

それは、農場自身が語ってくれるはずで

ある。岡田さん夫妻は、あの農場は二年

ともつまいと確信して、青年たちとともに農場を去っていった。本書のあとがき

につきのよな「追記」がある。「先日、北山市農林課長、田辺さんから電話が

閉鎖、ハルさん夫妻は、山を下ったことを教えてくれた。最後に田辺さんはこう

いった。『やっぱり経営者でした。人で

すよ。岡田さん』。

※

以上が『農民志願』のあらましである。

たしかに、岡田さんのいわれるように、

公共育成牧場経営で、「経営に参加する

者を雇うという方法をとつたら、そこ

から必然的に人間疎外がおこり、……雇

う者に対立し、乳牛や土地、牧草から遊

離し、自分自身のなかだけにとじこもる。

……したがつて、公共育成牧場経営にお

いては、経営に参加する者は誰でも、雇われてはならないのである。いってみれば全員が経営者、類的存在としての人間

でなければならないのである」。

さてこの共同経営をいかなるものとして規定すべきか。『私の農村日記』の編者

・内山政照氏の規定を紹介しておこう。

「これは、実はコルホーツとも人民公社とも、いうまでもなく資本主義的農場ど

もちがう——第三のもの。それらのもつ

近代的合理性の形式を残りなく備えながら、家族主義的内容を盛りこみ、その延

長線上にあるもの、とみたいと思う」。この規定は誠にうまい規定だと思われる。

岡田さんたちは、石岡実験農場を黒字

にし、千百万円の補助金を獲得し、經營者としては成功した。官僚ワザ師田

辺さんの策謀により、市長は岡田さんた

ちよりもハルさんをとつた。この点にお

いては、岡田さんたちがみずから農場を

撤退したとはいふものの、農場から疎外

されたのではないか。

( 関大・経済学部教授 )

( とおい まさみ )

『農民志願』現代評論社刊 六八〇円

# ゲーマインデの原点を求めて

## 神谷 国弘

(一)

流行語のコミニティという言葉を使わぬで、ドイツ語のゲーマインデ(Gemeinde)と云々概念をとくにここで用いるのは、私自身が新大陸よりも旧大陸に、とりわけゲルマン系の文化遺産に強い親近性を覚えるという個人的理由ばかりではない。むしろ、こんにち通俗化されたコミニティ論議の中では、かまびすしく呼ばれている共同体復権の論調にいちじるしい違和感を感じるからに他ならない。

そこでは地域共同体や近隣をめぐる根本的な倫理や規範の問題が全くといっていいほどとりあげられていない。地域共同体のコミニティなどといつても、これでは地域住民の掌握と操作のための御都合主義的なタクティックスとなったり、住民参加とか住民自治などの美名にかけて狭い自己主張や権利要求を遂げるオルグ活動の場に変質してしまうのではないか。あるいはせいぜいのところ回顧趣味に近い「ふるさと」願望か、井戸端会議の延長に似た社交のつどい程度に風化してしまうのではないか。連帯や統合、共鳴や同調、共感やわれわれ感情、全体的人間性の回復、そしてときには抵抗とか反体制などの華々しいレトリックが先走って、隣人とともに生き、隣人とともに相結んで何事かをするとき、いや應なしに求められる義務の負担や自己規制の厳しさについてはほとんど何事も語られない。この世で美しいもの、望ましきもの、価値あるもの、これらすべ

てはなんらかの代償なしに得られるものではないという素材な倫理が忘れ去られているように思われる。住民運動があるのではないか、住民運動こそがコミュニティの原点ではないかという反論がすぐさま返ってきそうである。だが、それもいささか過大評価のきらいがある。現実の住民運動の大半は追いつめられたあげくの反射的な抵抗運動の域を出てはいないようと思われる。昔の百姓一揆や強訴などほどの距離があるのか、「隣人を愛せ」という聖書の言葉はそれがいかに多くの自己犠牲や奉仕の精神が要求されるかを知れるがゆえに、厳たる規範としてその遵守を命じたのではなかつたか。既得権の保持や地域利害の実現だけのための連帯や運動は共同体復権の一面にしかすぎないと思う。義務と責任、奉仕と自己犠牲、献身と自己規律などの代償なしに共同体の再生はありえない。近頃、さかんに活用されているコミュニティといふ言葉ではどうしても、その辺のところ

が言い表わしえないように感じられ、同じような問題状況を扱いながらあえてゲマインデなどというやや重くるしい用語を選んだのはこのような理由があるからだ。

## (二)

私は昨年の初春、一ヶ月足らずの馳け足であったが学生諸君といっしょにヨーロッパを旅行した。短時間の間に、もり沢山のスケジュールをこなしたので、現地の人々の生活の実態に深く触れる機会には恵まれなかつたが、それでもいくつかの印象を強く心に刻みつけて帰つた。帰つてから、いろいろなヨーロッパ論や東西の比較文化論などを読みあさつて、生々しい印象を文字の上で再確認したり、補填したりした。その中には純粋に学術的なものから、紀行文に近い評論風なものまで多様であつたが、評論家の犬養道子さんの一連の労作は非常に感銘させら

れるものがあった。長らくボンに滞在して、ドイツ人の中に只一人入りまじつて近所付き合いをしながら、彼らと共同生活を共にし、そこにいまなお、生々しい息吹きを続けるゲマインデの精神について報告したものであった。歴史学者や文化人類学者、さらには思弁家の縁りひろげる抽象的な思考とは異つて、生きた日常生活の体験を素材にしているだけにかえつて説得力がある。その中でも「私のヨーロッパ」や「ラインの河辺」などは、体系的な研究書ではないにしても市民共同体とか個人とか、個人と集団との調和と緊張とか、共同体ルールの自発的遵守とか、こんにち、われわれの周囲でさんざんに論ぜられてゐる問題を考える場合、きわめて示唆的である。短短く、そして神風的なスピード旅行であつたが、それでも断片的に私はヨーロッパの精神のいくつかに触れえたよう思った。ヨーロッパから学ぶもの、ヨーロッパ的な生き方の真諦をこのささやかな体験の中から

私なりにひろいあげてゲマインデのあり方について考えてみるとことになる。一方において、極度に発達したテクノクラシーを駆使した管理社会の重圧から、他方ににおいて有機的な人間的紐帯を喪失した大衆化状況の孤立から、人はいま人間性回復の場としてのコミュニティを求めている。だが、それを単なる利害表出のルートとしてではなく、また、単なる感性充足の場としてのみでなく、隣人への厳しい義務と奉仕を、規範となる倫理を根底にもつ必要がある。その意味でヨーロッパにはなお、学ぶべきものが沢山あることを痛感したのだった。

### (三)

ヨーロッパ、とくにドイツの街を通り過ぎて、いちばん目につくのは家々の窓の美しさである。どの窓もピカピカに磨きぬかれ、その向こうに輝くばかりに白いレースのカーテンがかかる。私た



原始美術『飾り板』

ちが行つた時は三月の始めで、美しい草花はあまりみられなかつたが、それでも緑の鉢植が窓辺を飾つていた。どの街もどの家もほとんど例外はなかつた。ドイツ人の綺麗好き、清潔好みに感心したが、いろいろ調べてみるとそれは単なる好みの問題ではないらしい。ドイツで家や部

屋を借りたりすると、必ず契約書の中に「少くとも週一回、窓をきれいにすること」とくに公道に面する窓のガラスをみがくこと」という一項が入つているといふ。「とくに公道に面した窓をみがくこと」については私もたびたびその現場を目撃した。ドイツの三月はまだ寒気が

厳しい。強行スケジュールの私たちには毎朝八時前にホテルを出発せねばならなかつた。凍てつく寒気の中で、冷たい水をつかって、真赤になつた素手で表通りのウインド拭いていた中年のドイツ婦人をあちこちで見た。われわれの周囲ではもはや絶えて久しくみなくなつてしまつた光景だつた。住民自治とか市民参加といふ言葉がくり返し聞かれる昨今だが、われわれの周囲で声高に呼ばれるそれは、大半「市がしてくれない」「政府は怠慢」といった式の「文句いい権」か「〇〇を造れ」「××が欲しい」などの「おねだり権」だと考えられている。そこには自治とか参加というの自らが属する共同体に対する義務を果すことから出発し、共同体の一員としての責任を自覚した市民が造り出すものという規範が全く欠落している。窓拭き、花を飾るのは単なる趣味や嗜好ではなく、自治精神の表れである。共同責任行動を通してお互いにどうすれば共同体からより大き

な恩恵をこうむりながら、生きていくけるかを考え、行動する叡知である。

#### (四)

このようなゲマインデの精神がどのようにしてヨーロッパでは培われてきたのか、いまそれに直ちに答える準備はない。それにはギリシャのポリスやローマのウルプスから説き起こさねばならないだろうし、なによりもキリスト教の影響について語らねばならないであろう。それに加えてゲルマン民族の育つた北欧の農耕条件や農耕法にも触れなければなるまい。ゲマインシャフトとかゲマインデとはとりわけゲルマン的概念であり、それは太陽の恵み少く、冷涼で乾燥し、雪や氷や人間を峻拒する大森林に囲まれて生存することを強いられた北方民族の共同生活原理に深く根ざした行動の様式だったのである。こんにち、われわれが共同体の復権を叫ぶ時、いま一度、ヨーロッパで培われたゲマインデの精神をその原型といふから、ホームまで自由に行ける。私はいくつかのホームを歩いて、停つて、滑るように出ていく。改札口はなく、駅でみかける団体客のケタタシイさざめきもない。列車は滑るように入って、滑るように出ていく。改札口はなく、日本の中を眺めて廻つた。するとドアの近くにどの車輌にも喫煙か禁煙かの文字が印されているのに気がついた。阪急は

禁煙だが、無視して平氣でくわえ煙草をしている奴にいくらでも出合う。他人の迷惑など屁とも思わぬ客がいっぱいいる。聞けばヨーロッパの汽車の禁煙車輌では絶対に煙草は禁じられ、吸いたければ喫煙車輌に行くか、停車駅で一度降りて急いで吸ってまたとび乗るしかないという。そこには煙草を吸う自由とともに吸わない自由も対等に保障されているのである。吸う自由は吸わない自由を絶対に侵してはならないという限界内でのみ許されるのだ。自由とは選択の可能性である。それはなにかを為すという積極的な選択とともに最もしないという消極的な選択も含まれている。マイクのボリュームいづれにあげて自分の主張をアッピールしようとするのは積極的自由である。静かに講義を聞きたい、一人瞑想したい、だからそんなものは聞きたくないという消極的な選択もあるはずだ。日本では後者の立場がほとんど省みられない。その自由は強者の自由であり、力がまかり通

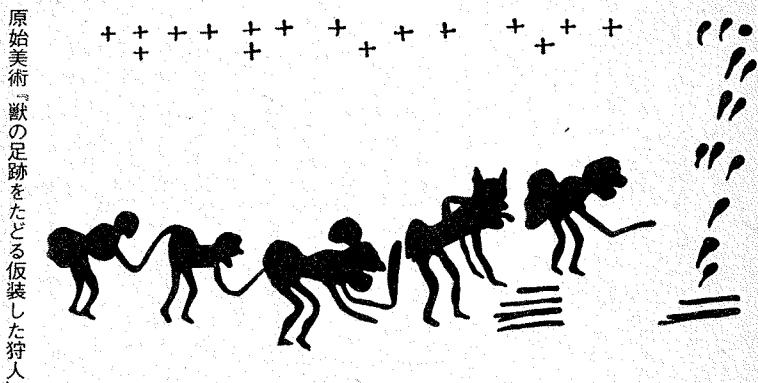
る自由である。弱肉強食の自由である。有無をいわせぬ強者の自由がわれわれの周辺にいかに多いことか。列車で団体客といっしょになつた人はよく体験するだろ。どつと乗り込むやいなやビールの栓がぬかれ、ウイスキーの廻しのみが始まる。傍若無人の高声、談笑そしてやがて手拍子足拍子のワイ歌の合唱、いくらそばで顔をしかめる人があつても完全無視、なにをしようと自由じゃないか、俺の勝手じゃないかという。だが、なにかをしたい自由だけが自由であつて、それを拒否する自由は無視されてしまう社会は不自由不平等な社会ではないか。弱肉強食の冷酷な社会ではないか。

日本では連帯とか統合とか團結とか、もっと卑近に「付き合い」とかいう名のもとにいかにこの種の強者による一方的な自由だけがまかり通つてることか。煙草を吸う個人と吸わない個人とを対等に認めなければならない。この一人一人の個の独立と尊重をゲマインデの根底に据えるとき、われわれはヨーロッパ的価値体系の究極に到達する。

りこして、もはや脅迫である。われわれの周辺で共同とか連帯とか團結が呼ばれるとき、さらに親睦や人の和を深めようとする場合にさえも、いつの間にか指導的な部分（それがたとえ善意から出発したものであれ）が強者となつて立ち現われ、村八分的な強制力をもつて能動の自由だけを行使する場面にしばしば出くわす。

(五)

私達はローマに降りてパリに到るまで一台のバスでヨーロッパの主要都市を走りぬいた。車窓を次々とよぎる無数の集落のどこにも——国の別なく、街の大小に関係なく——同じ風景があらわれた。教会である。集落のはば中心に、あるいは少し小高い所に、一きわ聳立する教会の塔である。教会はヨーロッパの人々の全生活の隅々まで及び、それを支えた。幾世紀もの間、ヨーロッパの価値体系の原点を構成してきた。そしていまなお、それはヨーロッパ人の精神の背骨となつてゐる。私は有名ないくつかの大聖堂を訪れ、そしてまた街角の片隅にある小さな教会ものぞいた。どこでも十字架に向つて敬虔な祈りを捧げる人々があつた。ミラノの中央大聖堂でまだ二十歳にもならない若い女性が頭を垂れて、長い時間ひたむきに祈る姿がいまなお眼底に焼きついて離れない。これほど神々しい美し



原始美術『獣の足跡をたどる仮装した狩人』

日本にも祈りはある。だがそれは觀光気分での惰性的参拝か、せいぜい手前勝手なおねだり祈祷である。商売繁盛、家内安全、良縁祈願、入試合格、病氣平癒——いずれにしても欲得と表裏一体である。他人や社会のことではなく、自分の幸せだけを虫良く神仏に物乞いしているだけである。ヨーロッパでみた祈りは——少くとも外見的な様子だけでもそれとは別なもののように思えた。

キリスト教の祈りは真理である絶対者の前に「立つこと」を意味し、「完全なる者」の「名の尊ばれること」——あま

さをたたえた女性を私は見たことがない。暮れ近いフローレンスの裏町を歩いたとき、とある民家の一隅につられた祭壇を前にして幾人かの老婆が夕べの祈りを捧げているところに出くわした。古ぼけた——そうヨーロッパでみたものはこの古さだった——家と黄色い裸電球とゆらぐるうそくの光が印象的だったと記憶している。

りにも不完全で卑小で、時のうつろいと共に流れ、うつろいゆく「自己」を出で、「完全なるもの」に近づくことである。そこには絶対者である神と一対一で立つ個の姿がある。キリスト教は今までなくユダヤ教を母胎とする。モーゼにひきいられてエジプトを脱出したイスラエルの民は民族統一の戦いの中から、歴史上はじめての一神教を打ち立てた。そのモチーフは絶対唯一の存在と、時の流れにただよう偶有者としての人間との関係である。キリスト教はこの発想を基本的にそのまま受けついだ。裁く神、怒りの神、罰する神から、愛の神、許しの神への転生はあつたとしても――。

祈りとはこのように厳粛なものなのだ。欲得すべのおねだりや、せいぜい苦し

い時の神頼みといった世俗的な動機の介入する余地はそこにはない。絶対唯一の神と一対一で相対する個なるが故に、隣人もまた、自分と同じく神と相対する個であり、個と個は神の前で対等に結ばれ

るのだといった伝統的思想がここに生まれる。西欧の個人主義の淵源についてはなお、いくつかの要因を指摘しなければならないだろうが、少くともその根底を形造るものが、この唯一神との一対一の対決にあることは疑問の余地はない。共同体というのは決して全体の中へ個を埋没することではない。個をつきつめていった果てに、全体との連帯を模索するものでなければならない。個の独立と尊厳なくして、共同はありえない。ゲーリンデとはそうした全体と個との緊張と対決を通して結びついた統合体なのである。

ある。寝たきり老人が孤独の中に死んで何週間も人知れず放置されていたというような事件が起るとすぐ国の怠慢や行政の失態が非難され糾弾される。だが、西欧的な発想からすれば福祉とはまず自らが隣人の為に力を致すことから出発する。その根源は共同体における責任行為の自覚である。イギリスあたりでは自発的に社会事業参加をしない人は社会的な地位を保つことはできないといわれる。孤独な寝たきり老人の隣人は一体なにをしていたのである。病む隣人に平気で無関心でいられるような人間に、政府や国の怠慢をそしる資格があるのでだろうか。弱肉強食の国、貧しいもの、病むものを打ち捨ててかえりみない非情な国民、――そしてその根底にある無宗教――。

イエスの生涯はつきつめていえばごく単純な生涯だった。彼はみじめなもの、苦しめるものの、悲しみにくれるもの、永遠の同伴者たらんとした。それだけだった。自分を裏切ったもの、自分を見

捨てたものに恨みの言葉ひとつ口にせず、それを許し、彼らの救いを祈りながら、黙って十字架上の人となつた。

この精神が西欧の福祉活動の背景となつていまなお生き続いている。それは病や身体の障害や老いがつらく、苦しく、悲しいものであるだけ神の子の十字架により近いという発想である。神はそれら苦を負つた人々の孤独と絶望の中にもつとも明らかに存在すると考えられる。したがつて病むもの、老いたるもの、自由なもの、不幸なものこそより聖なるものとみなされ扱われる。

人間の味わう一切の苦しみを分ちあうこと、一緒に背負うこと、彼らの永遠の同伴者たると、その苦悶や悲愁を背負つて過越祭の日に犠牲となり殺される仔羊のようになること、それを神の最高の存在証明として実践したイエスの自己犠牲を原点として西欧の福祉思想は構築されている。そして同時に社会生活を律する根本規範として据えられている。犬養

さんの報告にあるように、ヨーロッパではろくに便所もない、雨もりのするような住居に寝たきりの老人を一人放つておることは許されない。それは違法であり、犯罪であり、地域共同体したがつて隣人の責任として追求されるのだ。福祉はまことに隣人のために自らが手を貸すことから始まり、政府はそれを吸い上げ体系的に組織していく。出発点はあくまで民間の人々であり、共同体したがつて隣人にに対する「良心的な責任行為」なのである。

ゲマインデというのはそのような根源的な規範に支えられた相互扶助の体系としてある。そこにゲマインデの原点がある。住民参加とか自治とかいうものは、単なる自己利益や既得権の追及保持にあらざる「自己犠牲」を含めた「共同体に対する良心に基づく責任行為」であるとするのが西欧キリスト教圏の発想であるように思われる。

共同体の復権が声高く叫ばれるとき、われわれはもう一度、その原点に立ち返

( 関大・社会学部教授  
かみや くにひろ )

# 日中文化関係史の一面

(XVIII)

増田 渉

わたしの  
研究ノートから

## もう一種の『満清紀事』

もう一種の『満清紀事』は読物小説ではなく、事実経過の記録であり、当時の伝聞に拠るもので、今日から見れば史料として参考すべきところもある。とくに他の史料には稀れな太平軍、あるいは同系の蜂起集団の檄文や布告文を収録しているので、これがしばしば引用される。

この書もやはりアヘン戦争の敗北からはじまる。講和条約によって寧波、上海、福州、廈門、香港を開港したこと、そし

て夷人がヤソ教会を各地に設けたことなどを記すが、とくに広東地方は世相不安で、強盗が横行した。そのころ洪秀泉（この『満清紀事』も秀泉とする）は香港で英國牧師からヤソ教の教えをうけ、聖書を読み、夷人は彼を広西にやって伝導させる。馮雲山（後の太平天国の首領の人）もまた澳門でキリスト教に入ったが、広西に帰って伝導していた。彼等がヤソ教によって人を惑わすと役所に訴えるものがあり、役人が捕えようとする。洪・馮は郷民を糾合して官兵に抗し、ついに道光二八年（？）反旗をあげる。その反官集団が次第に大きくなり、清廷は討伐軍を差向けるが、勝てなかつた。

洪秀泉等は郷民を率いて髪を蓄え（満州朝の強制した辯髪をやめる）、服装を易え（満州朝の服制を明制にする）、百姓を掠奪することを禁じ、法律厳整で、行軍は肅虔、創志は明朝を恢復するにあつて専ら滿州（清朝）を敵とし、奮勇直前すること、楚の項羽が釜をこわし舟を

沈めた（決死し後退せぬこと）ごとくであり、機謀を用いること漢の光武帝の中興の旗上げに倣うものがあった、云々。

右のように太平軍の軍規の厳正、勇奮直進の状況を述べ、各地で清軍との交戦、および奇謀襲撃の模様を、年月日を入れて記述している。

蜂起軍は一時、広西省の永安にとどまつたが、咸豐二年（嘉永五年）同地を離れて桂林を囲み、忽ち囲みをといて湖南省に入り、途々各都邑を陥れて長沙を囲んだが、中途で囲みをといて洞庭湖の岳州を陥れ、次に湖北省の漢陽を攻め取る。そして漢口に攻め入り、武昌を占拠する。そこから二千余艘の舟で揚子江を南下し、九江・安慶・蕪湖を破って南京に殺到し、ついにここを陥れる。洪秀泉は明の旧宮殿を修理して、住居とし、内外に二対の門を掛けた、といってその聯の文句を収載している。

独手擎天重一 整大明新氣象

單心報國除一 清外域異衣冠

（独手天を擎<sup>さげ</sup>、大明の新氣象を重ねて整う）

單心國に報じ、外域の異衣冠を除き清む）

虎賁三千直掃幽燕之地

龍飛九五重開堯舜之天

（勇士三千、直ちに北方北京の地

を掃い、

天王の位につき、重ねて堯舜の時代を開く）

というのであるが、この對聯の文句は吉田松陰も気に入ったと見えて、安政二年その『満清紀事』を翻訳した『清朝咸豐亂記』の前にこれを揚げている（明治四二年、吉田庫三編、民友社出版部『松陰先生遺著』第二編）。

### 『満清紀事』と『粵匪大略』

この『満清紀事』にも最終部分に、上海の「小刀会」の蜂起にもふれたところがあるが、しかし「小刀会」のことは附

け足しのような形で取りあげているだけだ。本旨はあくまで太平軍活動の全局にわたるものであるけれども、一八五三年二月、太平軍が南京に入城して、ここを国都（「天京」と称した）とした年の、七、八月あたりまでの各地での交戦状況を記述するところで終わっている。ここに記述されていることが、そのまま今日の中国での詳密な研究（多くの研究書が出ているが、いま南京には「太平天国歴史博物館」があって、多くの文物史料を収蔵し、その図録が出版されている）と合致するものでないとしても、わが国に初めて、太平天国革命進展のやや真相に近い具体的な全貌を伝えたものといえよう。

なお、『満清紀事』とはば同時ごろに

中國から伝えられた（どのようなルートからか詳かでない）漢文の『粵匪大略』一冊（安政元年、長崎緑天山房、訓点和刻）がある。これには道光三〇年（一八五〇年）に、「潯州桂平県の金田墟に、

韋正・胡以洸（晃）・范蓮德・羅聖華等が『拜上帝會』を結び、太平王と自称していに十月中を擇んで事を起した」（原漢文）と、洪秀全、楊秀清などが道光三十年一〇月、金田に挙兵し太平王と称したこと記している。『満清紀事』では金田に事を起したということは記載されていないし、「拜上帝會」を結成したというようなことも書かれていないが、この点は『粵匪大略』の方がより真相に通じるもの手に成ったといえよう。

そして各地での攻防戦闘を年月を逐つて記録し、最後は「咸豐四年正月、欽差大臣勝保が山東の臨清州を陥れ、賊匪（太平軍）また山東高唐州に逃がれ、城ついに失陥す、これ五月のことなり」（原漢文）で終わっている。だから咸豐四年（一八五四年）五月あたりまでの記録である。この書の序文に「これを閲して始めてその始末を識るを得、海内の俗書すでにその偽たるを知る」（原漢文）といつて

いるのは、あるいは坊間の読物小説類の二部によつて、太平天国のかなり具体的な状況がわが国に知られるようになつたと考えられる。

『粵西大略』はもと中国の書で、中國から渡來したものであることは、その前半部分が、いま南京図書館にあるという『粵西桂林守城記』などの（一九六二年、中華書局出版、「太平天国歴史博物館編『太平天国史料叢編簡輯』第五冊に見る）写本の文章と一致することで知られる。

ただし『粵匪大略』として一書にまとめられたものは逸書で、伝わらなかつたのか、北京大学文科研究所編『太平天国史料』（一九五〇年、開明書店、一九五五年、中華書局重刊）のなかに日本刊本の写本に拠りこの書が収録されている。

『満清紀事』一冊は、もとその手稿本が、著者自身によつて日本に伝えられたもので、これも中国には伝わらず、後に

そして浦賀に来航したとき、ペリーの艦隊に香港から乗組んでわが国を訪れ、帰航のときまた香港で下船した雇われ漢文係秘書（？）で、日本政府に示す漢文文書（英文、蘭文、漢文と三様の国書を提出したという）の作成や通訳代りの漢文筆談をした広東人、羅森（字は向喬）がもたらした彼の手稿であった。このことについては羅森が帰国後に香港の月刊誌『遐邇實珍』に寄稿した「日本日記」（一八五四年一月～五五年一月）によつて知られるが、また別に私の所蔵する「金川遊記」と題する筆写本に、羅森と日本人某（名を伏せる）との問答筆記があつて、これにもこのことは見えている。

『遐邇實珍』については、本稿(IV)

で少し述べ、吉田松陰や幕府の外国奉行、巖瀬忠震（肥後守）などもこれを見ていたことを紹介したが、幕府の海防掛りで外交担当者であった川路聖謨が、安政元年ロシア使節応接掛りとして下田に出張した当時の『下田日記』（『大日本古文書』「幕末外國關係文書」附録之一）の中にも、

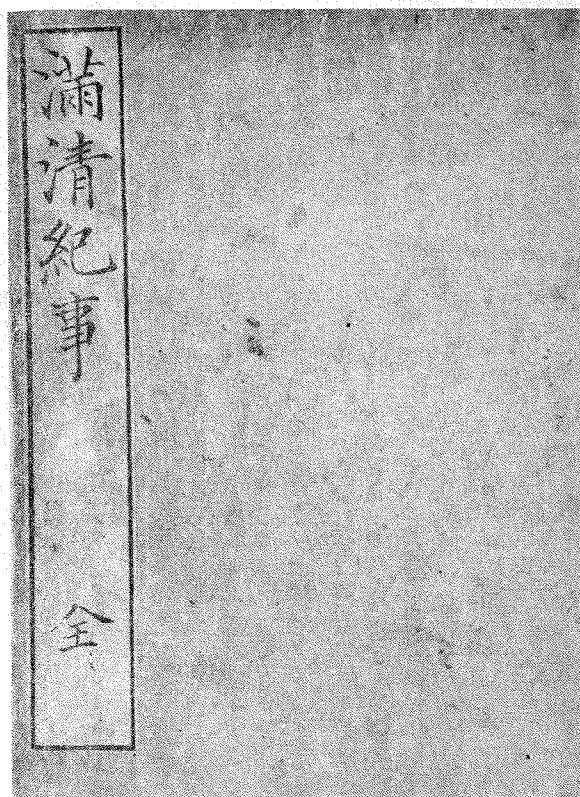
「亞人持來候『遐邇實珍』という書の抄錄等にかかりたり」

といつてある。幕府の外交担当者が、この香港出版の漢字雑誌（英人宣教師の編集）を写しとったりしたのは、これが海外知識のソースとして當時貴重視されていたことを裏書きする。川路はまたつづけて次のようにいつてある。

「此書は唐土香港と申（す）所にて、イギリス人つくりて、一冊十五文づつにて、一ヶ月づつ売出すなり。世界の御沙汰書の如し。西洋新聞紙（これをフランダ風説書と申すなり）という

ものを、横文字にせず、心得になること計（ぱり）漢文にて書（き）たるなり。横はま修約、其節のさま、欄（ぼんらん）より遠めがねにて、所々を望（み）たること。（この内詳にはしるしがたし）中々日本人の聞きたるよりも詳（か）なり。」

『遐邇實珍』はこのように重宝がられながら、当時の外交当局者や一部識者の注目するところであり、それに掲載された『日本日記』（同誌では「一唐人の所見所聞」と編集者が前文に記すだけ）で、羅森の署名はない。ただ内容でそれ



『満清紀事』より

が羅森、字は向喬であることが分かる)

も有司の者や好事家が写し取つておいたものであろう。

『日本日記』と『金川遊記』

『日本日記』に、

廿二攻破巢湖殘殺官兵數百得銀三十萬兩獲糧米婦女不可勝計官兵退守南京及鎮江府總督陸建瀛盡引其兵屯于城內不與屬員面議將軍三司會銜奏之吳夾得寇信付于畠人請具火船往攻洪黨于此夜用酒埋以兩梢竹葢每埋樹明燈一枝浮於水面順流而至黑夜之際清風蕩漾其理似有人遊於水面番人懼其將近速卽放砲轟之火藥將竭洪黨乃以伏兵齊出拿住火船之大使一名畠人乃以長糧爲禮說妥二月初十日于時洪黨用雲梯登城越入天明已將南京四門盡開殺殺官兵旗滿

『満清紀事』より

「平山謙二郎なる者あり、その人、純厚博学、趨いて予に中国治乱の端を問う、予平日記録の事および治安策を視

と書いてある。平山謙二郎は幕府の徒目付で、當時米使応待係りの一人であった

が、その平山が寄越したといふ手紙を『日本日記』に収載している。

「昨日は接待のこと、まだ詳しく述べる」（原漢文）

む暇がなかつたから、冊子を借りて帰つて眼をとおしたく思います。後日、横浜会館（羅森の宿舎）へお返ししたい」といつた。予はそれでこれを与えた。読み終えて送り返へし、また予の手紙に答えて、こういつてきた。（中略）先頃、南京紀事および治安策の一冊子を読ませてもらい、熟読すること数回、始めて中国治乱の由を審かにし、且つ羅向喬の学術の淳正であることを知つた、伝々」（原漢文）

このように羅森（向喬）の書いた「中國治乱の記録」（南京紀事）を平山が借りて帰つて、書き写したことが考えられ、初めはそれが転写されて伝えられていたのを、後に誰かによつて木活字で印行され、そのとき『満清紀事』と題目がつけられたということになる。

前にもちよつと触れたが、吉田松陰は

安政二年にこれを『清朝咸豐亂記』と題して翻訳したが、「原書何人の著す所なるを知らず、又書名あることなし」といつている。松陰は當時、流布した写本に拠つたことが知られる。そして木活字本を印行したとき、はじめて『満清紀事』と題したことは、この本の第一頁の最初に『満清紀事』と標題し、その下に小字で「此編もと標題なし、世に或は呼んで『満清紀事』とする、今しばらく之に従う」（原漢文）と割注したことで知られる。

なお、無名氏の『金川遊記』に見える羅森との筆談は、当時の日本識者の太平天国に関する知識程度をそのままさらけ出しているといえるが、某は「清朝之乱」について頻に質問する。「太平王小刀会何姓名」と聞くと、「洪秀泉即太平王也、非小刀会」と羅森は答え、「其勢如何」

既取南京乎」と聞くと、「今既失去南京」と答え、「米利幹援太平王乎」と聞くと、「不援亦不惡之」と答え、「英夷援清朝

乎」と聞くと「兩不援、各夷自衛而已」、「天道今將屬誰」と聞くと「未可知也」などと答えていた。

この羅森は詩や書がうまいというので、當時わが国の役人や儒者の間に評判だつたようだ。彼等の贈答の詩も『日本日記』に見えるが、また扇面に詩を書いてもらうものが多く、一ヶ月の間に五百余本も書いたと『日本日記』にはいっている。

そして彼の『南京紀事』、つまり『満清紀事』は宣統三年（一九一一年）出版の『中国近世秘史』第二編（摺讐談虎客編、上海広智書局）に写本に拠つて収録され、中國に逆輸されたが、その編集過程でかなり多くの字句の改竄があり、それが内容にも関係して、人名などに誤りを犯すことになつてゐる。その改竄本を、また

中國の太平天国研究家たちが史料として用いて、誤りを犯したりしている。このことについては、私はかつて、やや詳しく述べて検討し、論考したことがあるので（『満清紀事』とその筆者——わが国に伝

えられた「太平天国」について）、昭和四七年、『鳥居久靖先生華甲記念論文集』（所収）ことでは省略する。

（ 中国文学  
者 わたる ）

# 特許戦略史概説 (V)

堀 康 三

## 第二章 内国市場論

### 第一節 特許戦略

#### (1) 内国市場の現状

開発途上国と違って、現代日本国内市場は欧米先進工業諸国と類似した様相を呈しており、日本企業といわゆるワールド・エンタプライズと称されている欧米革新企業とが各々の特許戦略を軸として激しい市場シェア争いのために分断され、横領されてしまっている。

今、(表3-13)により、ワールド・エンタプライズ(工・鉱業)のわが国への進出国市場に進出していることになり、アメリカ以外のヨーロッパの主なる革新企業に関しては世界上位二〇〇社のうち約二割が日本国内市場に進出していることになる。そして、これら内国市場にお

ける外資系企業の売上高が日本企業に占める割合は(表3-14)の示す通り、一九六六年から一九七〇年までは石油、ゴム製品を除き微増しつづけ、一九七〇年を契機として製造業全体及び全産業とも増勢を示している。このような売上高における外資系企業の日本企業に対する優勢は特許戦略においては必ずしも、そのまま反映しているとはいえない。

量的評価であるという制約はあるが特許戦略に関する限り、日本企業の技術革新力は日本国内市場の外資系企業のそれよりも競争力をつけ、優位に立っている。内国市場における内国市場における内外国人別現存権利件数表(表3-15)にみる特許権現存権利件数を比較すれば昭和四二年から昭和四六年までの間、内国人の比率は六〇・六%から六七・〇%へと増え、外国人の比率は三九・四%から三三・〇%へと減少している。この統計表にあげられた特許権数は高質の基本特許も、粗雑な防衛特許的なものも、同じ一件に数

## 戦後日本企業の



(表3-13) ワールド・エンタプライズ(工・鉱業)の

わが国への進出状況(1971年6月末日現在)

	アメリカ 上位 200社 <sup>1)</sup>	うち 日本への進 出企業 <sup>2)</sup>	アメリカを 除く世界上 位100社 <sup>3)</sup>	うち 日本への進 出企業 <sup>2)</sup>
食品	36	13	9	2
繊維	5	1	1	—
紙・パルプ	9	3	1	—
化学	16	10	10	6
医薬品	8	7	1	—
石油	21	11	11	1
ゴム・タイヤ	5	4	3	1
窯業土石	3	3	1	—
鉄鋼	}	17	14	—
非鉄金属				
金属製品	11	2	1	—
一般機械	19	11	5	1
電気機械	19	10	7	2
輸送機械	23	9	9	—
精密機械	4	2	—	—
その他製造業	4	1	1	1
合計	200	92	80	17

業種は親会社の属する業種であって、その日本国内における合弁会社または子会社の業種ではない。

1) 1970年売上による順位(フォーチュン誌調べ)。

2) 日本への企業進出とは、わが国に外資比率20%以上の合弁会社または子会社を有するものである。

3) 1970年売上による順位(フォーチュン誌調べ)。日本の20社を除く。

(資料出所) 通産省「外資系企業の動向」による

えたものであり、量的評価に限界がある。

しかし、少くとも、量的であっても、日本企業の特許戦略は欧米先進諸国のそれよりも、内国市場に関する限り、すぐれていることは事実であり、前章でみた開発途上国市場の情況と照らし合わせるならば日本企業の競争力の強さは特許戦略に関するかぎり欧米企業のそれと対等に評価しうるといってよい。何故なら、日本国内市場へ出願している外国人の内訳を（表-16）みると、ヨーロッパ、アメリカ州が中心であり、そのヨーロッパの中でも特に西ドイツ、イギリス、スイス、フランス、オランダ、スエーデン、イタリアといった先進工業国を中心で、アメリカ州の殆んど大部分の割合を占めるアメリカ合衆国と合わせるならば、外國人出願総計の約七〇%をこれら欧米最先進国が占めていることになるからである。

## [2] 日本企業の特許戦略 内国市場の現状は技術的に最先進の欧

（表3-14）外資系企業の売上高がわが国企業に占める割合

	1966	1967	1968	1969	1970
食品	0.7	0.9	0.9	0.8	1.2
化学	3.8	3.9	4.3	4.6	4.9
医薬品	7.4	8.4	8.0	7.7	8.3
石油	58.5	59.6	58.8	58.3	57.2
ゴム製品	18.8	18.6	19.2	20.3	16.4
非鉄金属	4.8	4.4	6.0	6.1	5.7
一般機械	5.7	5.1	5.7	6.0	6.1
電気機械	2.9	3.3	3.2	3.3	3.4
製造業計×	2.8	2.8	2.8	2.8	3.0
全産業	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5

（資料出所）通産省「外資系企業の動向」による

米企業と日本の革新企業との激しい市場シェア争いであり、現状のマーケット、シェア争いで欧米企業が一歩優勢に戦いを進めてはいるものの、特許戦略を基軸とする将来の技術革新力においては、むしろ、日本企業の方が優位に立っており、日本国内市場に関する限り、日本企業の将来の優位性は確固たるものがあるといつてよい。

したがって、次に、その日本企業の特許戦略について概観しておきたい。なお、その前に、ここにいう「特許」の意味が表題の「戦後日本企業の特許戦略史概説」の「特許」の意味と異なるので区別しておきたい。

表題にいう「特許」とは特許・商標・実用新案・意匠等の工業所有権やノウハウを含む技術的無体財産のすべてを意味する広義の概念であり、ここにいう「特許」の概念は特に工業所有権のうちで、特許権のみをさす狭義のものである。さて、わが国の特許法では自然法則を利用

(表3-15) 内外国人別現存権利件数表

種 別	年 別	内 国 人		外 国 人		計
		件 数	比 率	件 数	比 率	
特 許	42	93,671	60.6	63,594	39.4	161,265
	43	115,869	66.6	58,337	33.4	174,206
	44	122,598	66.1	62,968	33.9	185,566
	45	133,512	66.7	66,662	33.3	200,174
	46	145,887	67.0	71,958	33.0	217,845
実 用 新 案	42	170,439	97.4	4,616	2.6	175,055
	43	166,299	97.3	4,600	2.7	170,899
	44	163,275	97.2	4,748	2.8	168,023
	45	171,674	97.3	4,754	2.7	176,428
	46	174,258	97.3	4,864	2.7	179,122
意匠	42	70,439	98.9	1,512	1.1	71,951
	43	73,449	98.7	961	1.3	74,410
	44	82,994	98.3	1,098	1.3	84,092
	45	89,158	98.7	1,205	1.3	90,363
	46	94,970	98.6	1,348	1.4	96,318
商 標	42	409,203	92.4	33,496	7.6	442,699
	43	440,162	92.4	36,351	7.6	476,513
	44	479,781	92.5	39,094	7.5	518,875
	45	525,787	92.6	42,186	7.4	567,973
	46	538,447	92.5	43,811	7.5	582,258
計	42	747,376	87.8	103,218	12.2	850,594
	43	795,779	88.9	100,249	11.1	896,028
	44	848,648	88.7	107,908	11.3	956,556
	45	920,131	88.9	114,807	11.1	1,034,938
	46	953,562	88.7	121,981	11.3	1,075,543

(資料出所) 特許庁年報(昭和46年版)による

した技術的思想の創作のうち高度のもの。を発明とし、それに対して出願審査し特許権が与えられることになっている。

しかし、この発明後の技術的体系の構築は、なるほど合理的かつ科学的なものであっても、発明の着想段階における非合理性非科学性に加えての発明の同時性は市場の予測不確実性、ライバル企業の技術開発情報の欠損と相まって、日本に限らず、世界の企業の特許戦略を極めて不安定なものにしている。

例えば、具体的に、ラーメン戦争といわれたチキンラーメンの製法特許に関する争いを例にとれば、日本企業の特許戦略がいかに困難を極め、デリケートなものであるかをうかがい知ることができよう。そもそもチキンラーメンに類するものは古くから中国の家庭で作られており、中国では公知の事実であつたにもかかわらず、それは家庭料理ないしは、せいぜい工場制手工場の段階までのものであり、わが特許法における、発明性に欠けてい

た。それを昭和三四年一月二二日、N 食品が「即席ラーメンの製造法」という発明の名称で、手工業の段階から機械化大量生産工業の段階へ高度な技術的発明の創作でもって発明性を付与して特許出願したわけである。

特許出願した時点ではすでに試作の段階を越えて、企業化に成功しており、特許出願は、特許戦略の面からいえば、遅きに失した感があった。何故なら特許出願の時期は遅くとも、技術的思想の創作が成り、開発研究の段階に入った時でなければならず、製品化の段階ではむしろ遅すぎるわけであり、ましてや企業化の段階では新規性に欠け、高度性に欠けており、発明者利得を失う危険性が極めて大であるといわなければならない。<sup>4)</sup> というのはわが国では先願主義を採用しており、発明者であるか否かの判定を出願日で決めており、たとえ模倣の出願人であつても、出願日が眞の発明者よりも一日でも早ければ特許権をうるシステム

(表 3-16) 外国人による日本への出願件数表

種別 国別	特 訸		実 用 新 案		意 匠		商 標	
	昭和 45年	46年	45年	46年	45年	46年	45年	46年
ア ジ ア 州	43 (25)	65 (30)	27 (2)	55 (5)	9 (0)	14 (5)	34 (0)	60 (0)
ヨーロッパ州	15372 (13972)	14180 (12760)	1206 (999)	973 (832)	453 (259)	419 (256)	4113 (347)	4419 (286)
ア フ リ カ 州	38 (31)	67 (54)	8 (5)	6 (4)	1 (0)	1 (0)	7 (0)	8 (0)
ア メ リ カ 州	14144 (12485)	12531 (10808)	1009 (805)	815 (638)	397 (220)	422 (229)	4194 (112)	4681 (66)
オ セ ア ニ ア 州	154 (127)	180 (142)	18 (13)	26 (19)	16 (1)	16 (6)	100 (1)	141 (1)
そ の 他	558 (363)	337 (201)	101 (3)	67 (2)	91 (6)	26 (9)	543 (23)	323 (5)
外 国 人 出 願 計	30309 (27003)	27360 (23995)	2369 (1827)	1942 (1500)	967 (486)	898 (505)	8991 (483)	9632 (358)
優先権を伴う出願% 外 国 人 出 願	89.1	87.7	77.1	77.2	50.3	56.2	5.4	3.7
総 出 願	130831 (27165)	105785 (24095)	142066 (1844)	122843 (1516)	46860 (486)	48446 (506)	139414 (517)	142518 (391)
優先権を伴う出願% 総 出 願	20.8	22.8	1.3	1.2	1.0	1.0	0.4	0.3

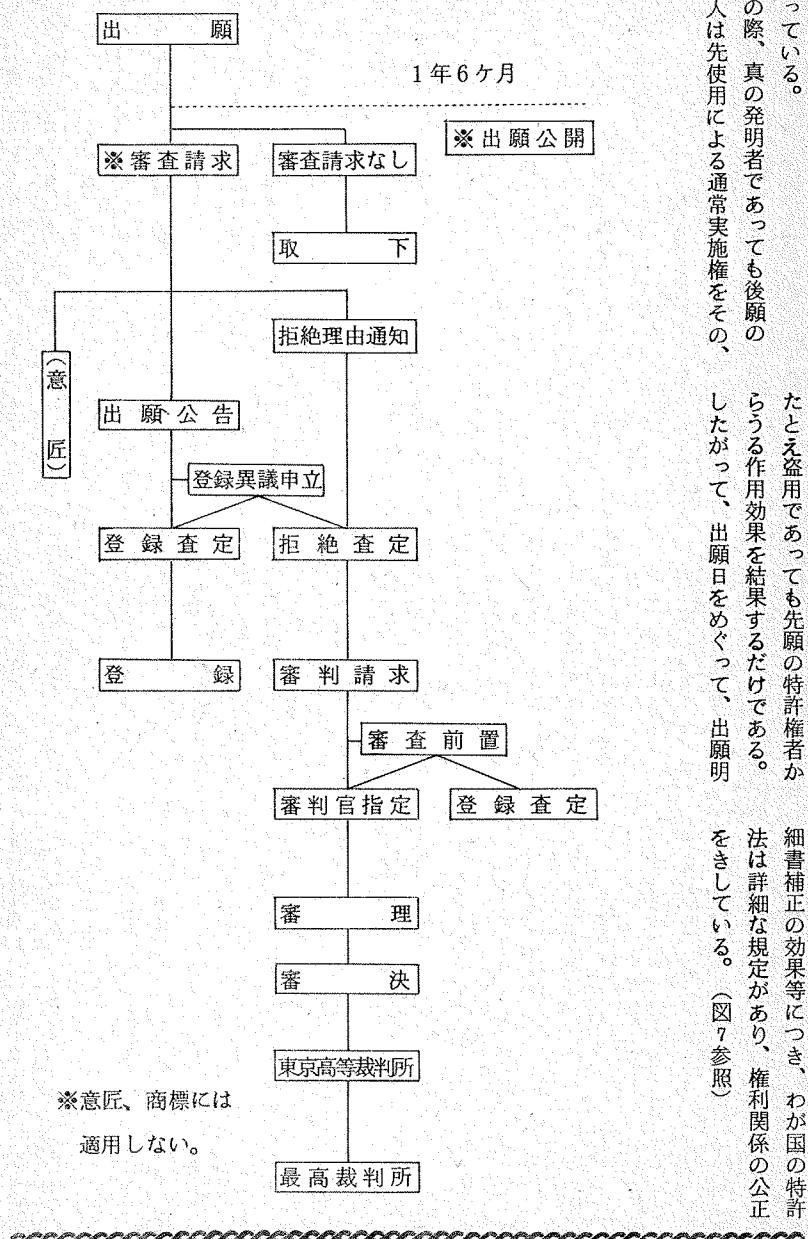
注) 1. ( ) の数字は、優先主張を伴う出願件数を内数で示す

2. 「その他」の国の出願件数は事務処理上の国籍コードをもたない国の総計である。

(資料出所) 特許庁年報(昭和46年版)より集計したもの



(図 7) 出願から査定、審決、出訴までの手続図



になつてゐる。

その際、真の発明者であつても後願の出願人は先使用による通常実施権をその、

たとえ盗用であつても先願の特許権者がらうる作用効果を結果するだけである。したがつて、出願日をめぐつて、出願明

細書補正の効果等につき、わが国の特許法は詳細な規定があり、権利関係の公正をきしている。（図 7 参照）

そして、更に悪いことには、新特許法では出願から一年六ヶ月経過すれば特許（実用新案も）の明細書は出願公開されるので、出願から一年六ヶ月間待つだけで企業化にふみきれるが、昭和四六年以前の旧法では特許庁側の審査が遅れ、出願日から出願公告日までは普通三～五年かかり、その間、他の同業他社の技術開発情報は企業スパイでもしないかぎり、全く不明のままで終り、後願の危険性が常につきまとい、新製品を開発しても、なかなか企業化にふみきれないものである。この「即席ラーメンの製造法」も意外に早い出願公告日、昭和三五年一月一六日をむかえて、一人しかいないはずの発明者が二人おり、しかも、企業化していない発明者の方が先願であり、絶対の自信で企業化にふみきったN食品の方が後願であった」ということが判った。出願公告日が同一でも、出願日は先願の方は昭和三三年一二月一八日であり、N食品は昭和三四年一月二二日であった。わ

ずか一ヶ月の差であるけれども、この差はとり返しのつかない差であり、企業經營の死命を制するものであった。

このような発明の同時性という現象は何も、この例に限ったことでもなく、古来、万国を共通してみられた現象であり、又、それ故に、先願主義ないし先使用主義が論点になり、パリ条約における優先権主張が問題になっているのである。

さて、真の且つ、唯一の発明者であると信じて、出願を猶予して出願したN食品の特許請求の範囲（クレームと称する）は「本文に詳記する如く、小麦粉を主材料とし、これにカン水、塩水、油、生姜汁液、鶏卵等の添加諸材を加えた原料を混練して製麺機等により可及的細薄麵条を形成して蒸熟後冷風供給下に油液の噴霧注加の下に解きほぐし、別に鶏骨スープ等の動植物スープを基体とし、これに動植物質調味材及び化学調味料、更に香料等を添加して濃縮調製した調味液を加温したもの」を前記麵条群に再び冷風供給下

に噴霧注加して浸透保有させ、これを折損せぬ程度に予備乾燥し該味付麵条群を動植物性の高温油液中にて瞬間揚処理を行なうと共に油切り乾燥することを特徴とする即席ラーメンの製造法」であり、もう一人の発明者であり、先願の出願人のクレームは「本文に詳記したように食塩を添加した小麦粉を攪拌しつつ、ジベンゾイルジアミン・ビタミンB<sub>2</sub>及び炭酸カルシウムの混合物から成る強化用添加物を均等に混加し、ついで、かん水を徐々に注加し、この粘状物を常法により麵に成型し次いで蒸茹した後、鶏肉と食塩、及び豚脚と醤油並びにビタミンB<sub>2</sub>を添加して別に調製された濃縮スープ中に蒸茹済麵を浸漬して充分に吸収させた後、ラードで揚げ、次いで、これを乾燥して味付乾麵を得ることを特徴とする味付乾麵の製法」であった。

後者の発明の名称は「味付乾麵の製法」であり、前者の発明の名称とは異なるけれども、そのクレームをみるとチキンラ

ーメンの製法に変わりはない。クレームの相違点といえども後者がチキンの濃縮スープをめんを蒸した後にすぐに吸収せりに反し、前者はチキンの濃縮スープを加温し、蒸したために冷風供給下に噴霧注加し浸透させる点が相違するだけである。すなわち、両発明が独立して特許権をうけうるとすれば、その発明に係る製品の作用効果が著しく異なる場合だけである。

先願に係わる「味付乾麺の製法」は同じチキンラーメンの製法にても、蒸したものにチキンの濃縮スープを冷液のまま吸収させるのに対し、後願のN食品の「即席ラーメンの製造法」はチキンの濃縮スープを七〇度～九〇度に加温する。明細書によればこの七〇度～九〇度に加温することは、実施の結果、冷液のまま吸収せらるよりは麵条内部に対し浸透率が良好であることが判明したためであり、又この調味液の噴霧注加に当り麵条に対し冷風を送ることはかなりの温度である

チキンの濃縮スープ液の浸透により麵条の膨脹と腰の弱くなるのを防ぐ点で有効であることが、確認されたため、浸透のためには比較的高温のスープ液がよいけれども、このままでは、すなわち、冷風なしでは、麵条が膨み状、又は腰が弱くなるのを阻止し、ラーメン特有の歯切れの良さを保持する上において有効である。したがって、特許庁の見解では両者の

発明の目的なり、発明の構成が相等しいにもかかわらず、発明の作用効果上において著しい差異が認められ、いずれも特許登録されることとなつた。その結果、両者の特許権は相互に利用関係にあるのであり、その特許権の各々の実施に当つてはクロス・ライセンスすることで調整することが望ましいという判断が暗に示されたことになる。

しかし、このような特許庁側の判断に對して民間の両特許権者は各々の独自の判断で対抗する。先願者である特許権者

は後願のN食品の特許出願が公告されるや否や、その出願公告に對して特許異議の申立をするであろうし、その特許登録異議の申立がパスしなければ、登録後ダブル・パテントとして無効審判を請求し、その審決に不服であれば東京高裁から最高裁まで出訴することで徹底的に抗争することができる。（図7参照）後願のN食品はたとえ真の発明者であり、先使用者であつても、先願者と比べれば守勢一方に追い込まれることになり、ただ、先願の特許と違つて、作用効果が著しく異なるという理由を頼りに、新規性、高度性を主張し、出願公告後の相手方の登録異議申立に対抗し、特許庁が相手方の申立を認め、拒絶査定をすれば拒絶査定に對する審判を請求し対抗し、又、無効審判を登録後、相手側より請求されば受けて立たねばならない。

そして、少々積極的な対抗策といえどもN食品にとつては、自らの後願としての決定的な不利を認めつつ、作用効果が異

用関係にお互いにあるものの独立して並存しうるものであり、両者とも、すなわち、先願者であるといえども、その特許権を実施する際に専用、もしくは通常の実施権のライセンスを必要とするなどを力説するより他に方法がない。

は示談で先願者の不実施の特許権を譲り受けてしまう以外に全面解決の方法はない。

勝利の美酒のさめやらぬ間に弁護士、弁理士から請求され青くなり、相手企業の倒産のため損害賠償金もえられず、せつかくの特許権も長期の特許戦で陳腐化して使いものにならぬ結局は特許戦で自らの企業経営に失敗する例などがそれである。

の裏に木三側に分離されたりが、ないがその特許権を不実施であり、登録後三年経過したといえども実施の資力がないという現実的な見通しがあるがためである。特許を受けた者は特許発明を適当に実施する義務があるのであり、そもそも実施の見通しもないのに特許を使うことは技術革新を妨げ、産業社会の発展を阻害することに連結する。したがつて、特許後三年間、継続して不実施のときは特許庁長官の裁定によつて通常実施権の許諾をうることの規定もおかれてゐる。

N食品としては後顧があるので、先願といえども必ずしも無条件に独占権を行使できるものではないということに係る種々の特許戦略を行使するわけだが、最高の経済性を發揮する特許戦略は係争の前に不談で済ますことである。すなわち最善の特許戦略とは特許戦を戦わずに勝利することである。経済戦においては外面向的な名譽は第二義的であり、長期にわたる抗争で、華々しい勝利をえても、企業の特許戦略は大きなマイナスになりかねない。特許戦で要求した損害賠償額の数倍にも及ぶ弁護士、弁理士手数料を

かくて、実際は結局N食品は示談で相手方の特許権を譲り受け、この特許戦に勝利することになるが、もし万一、相手方がダブル・パテントとして示談に応ぜず、お互いの特許権が長い特許戦の後だとえ確定し、<sup>(7)</sup>並存したとしても、N食品は後願の故に、自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定を特許庁長官に求めなければならない。そして、先願の特許権者はN食品に通常実施権を有償で与えることになるが、N食品と同業の競争相手に、N食品と同じようには償で何社にても、通常実施権を与える立場に立つため、N食品としての特許の意味はなくなり、N食品は創業者

利潤を失うことになる大きな危険を背負つてゐることになる。

## 第二節 商標戦略

新製品と製品化し、次に企業化する際に、必要となるのは商標戦略である。

企業の商標戦略の対象となるべき商標は

- ①企業のグッド・ウイルを高めるもの
- ②マス・コミ宣伝によくのせるるもの
- ③商品特性をうまく簡潔に表わしているもの
- ④特別顯著性あり、語感がよく印象深いもの

といった諸条件を満足した文字商標、記号商標又は文字、图形、記号を組み合わせた商標である。

このような諸条件を備えた商標は時系列的に製品化を終えた時点でネーミングされるのが理想的なのであるが、実際は特許庁側の審査の遅れから、製品化される二、三年から五年も前にネーミングさ

れ商標出願されるのが一般的となつてゐる。特許・商標担当者としては未だ誰も見ない新製品にイメージーションを働かせて毎日、二〇、三〇件もの商標出願をすることが日常業務となつていて。しかも、後述する理由から一商標につき各々、三四の全商品区分の商品に対して出願する労をとらねばならないのである。(表1-4 参照)

### (1) 商標と商品の類否及び商品区分について

わが国商標法第二条によれば「商標とは業として商品を生産し、加工し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用するものをいう」とし、又、同法第六条によると「商標登録出願は政令で定め商品の区分内において商標の使用する」。

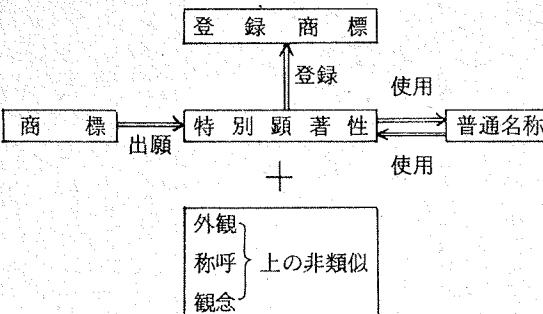
(2) 出願、登録時の商標の類否判断について

商標戦略のチェック。ポイント図(図8)に図示した如く、ポイントは二つあります。まず、第一のポイントは商標の出願登録時である。

商標の登録要件を要約すれば、特別顯

断は商標のみならず、商標出願の際、指定する商品の類否判断を含めて判断される。そして商標の類否判断の基準は外観類似、称呼類似、觀念類似の三つあり、そのいずれかに類似していれば拒絶査定がなされる。商品の類似については商品の品質形状、用途取引の状態等により観察して取引上の通念に従い判断すべきものであつて、(表1-4)にあげた商品区分は商品の類似の範囲を定めるものではなく、あくまで出願・審査・登録の際の技術的な、便宜的な制度の下に設けられたものにすぎないことに留意しなければならない。

(図8) 商標戦略のチェック・ポイント図



著性があり、自他商品識別能力があると  
いうことと、先願の商標及び登録商標と  
外観上、称呼上、觀念上類似していない  
ということであればよい。そして、商標  
の登録要件を欠くとは特別顯著性が失わ  
れ、その商標が普通名称と何ら変らなく  
なり、識別不能となつたときであり、も  
しくは先願の商標及び又、登録商標と外  
観上、称呼上、觀念上類似するときであ  
る。

商標の出願・登録時、特に問題とされ  
る商標の外観類似・称呼類似・觀念類似  
について、ここでは各々二、三例をあげ  
て説明するに止めておきたい。

(A) 外観類似について

外観類似とは三つの類似のうちで最も  
基本的なもので、商標の外観形象につい  
て視覚に訴えて觀察した場合、商品の識  
別能力に欠け、商品の出所を混同する場  
合をさす。外観類似の例としては次のよ  
うなものがある。

① 外観非類似であるが商標類似の例

外観は非類似であるが、共に「丸協」の称  
呼も生ずるから称呼類似する（旧46類、獸  
乳、その製品、模造品）＜審決 昭35・10・  
15、昭和34（坑）2166（255-91）＞



外観は非類似であるが、共に「五星」「五  
ツ星」の称呼、及び觀念類似する。（旧30類、  
絹織物）＜審決 昭35・9・29、昭34（審）  
342（252-9）＞



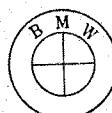
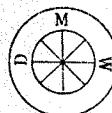
◎ 外観類似の例



隔離的に観察すれば外観類似である。（旧36類ゴム合羽、ゴム手袋、その他本類に属する商品）＜東高判 昭29・12・15、昭27（行ナ）33=昭和26（抗）520＞



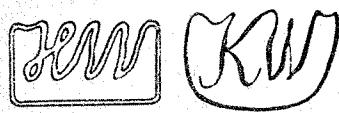
外観類似する（旧17類）＜審決 昭36・8・19、昭36（抗）160（288-99）＞



外観類似する（旧20類、自転車その他全類）＜審決 昭33・10・31、昭31（抗）753（183-71）＞



外観類似する（旧17類、機械器具、その他全類）＜審決 昭和34・7・29、昭32（抗）820（204-97）＞



外観類似する（旧17類、他類に属さない機械器具）＜審決 昭35・2・16、昭32（審）284（222-19）＞



外観類似する、尚、称呼、觀念は類似しない。（旧65類、骨、押絵、頑具）＜審決昭37・5・26、昭29（抗）975（322-13）＞





の一つは商標使用時における諸問題である。

商標のフリーライドとは文字通り、他人の著名商標に対する「ただ乗り」便乗行為をさすものであり、商標のダイリュージョンとは著名商標のフリーライドにより著名商標が希釈化し、特別顯著性を喪失し、終局的には商標の普通名称化を招来することをいう。この商標のダイリュージョンという概念を最初に確立したのは Eastman photographic Materials Co. v. John Griffith Corp., 事件判決であるが、わが国では「ヤシカ」「SONY」「ESSO」「NEW YORKER」「チキンラーメン」といった例がみられる。

今、例えば「チキンラーメン」という例にそつて商標使用時の諸チェック・ポイントにつき概説することにする。  
さて、文字商標「チキンラーメン」を商標出願登録請求する場合、ラーメンに単にチキンが入っているという理由で、

特別顯著性なく、一般に品質誤認で特許庁から拒絶理由通知もしくは拒絶査定をうけるのが順当である。従来、商標法の対象とならないサービス・マークとしてではあるが町のラーメン店でチキンラーメンは普通名称として親しまれていたからであり、又、軽工業品としての全く新しい加工食品分野を開拓した発明商品につけられた造語商標としての知覚が特許庁の審査官を含めて一般産業社会に存在していなかつたから当然である。しかるに、このチキンラーメンといった從来、普通名称であったものが、長期保存のきく、乾燥インスタントラーメンとしての商品特性をもつ全く新発明品につけられ、た商標として、一般産業社会で、業としての使用状態を考慮に入れて、取引界の特別顯著性から判断されるとき、チキンラーメンといった従来の普通名称も使用により特別顯著性を有することになるわけである。

同じような例に、「西川」のふとんの商標「西川」がある。西川を商標としていかなるデザインをアレンジしようとも、西川という姓と出所の誤認混同するおそれは普通、永久になくならない。しかるに、長年の使用による「西川のふとん」という特別顯著性が一般取引界に認められ、商標としての排他的使用権を特許されたわけである。

このようなチキンラーメンといつた普通名称的な商標をはじめとして、一般に著名商標としては強力な商品識別力をもつものであるが、同時に、矛盾するようであるが弁証法的に普通名称化のおそれがあり、商標としての機能を無能化するはじめてあるといつても過言ではない。普通、新製品にネーミングし、莫大な宣伝費と年月を費し、著名商標に企業は育てるのであるが、特定の商品に限らず、類似の商品にも同一の商標を使い、やがては全商品に同一の商標を使うようになると、その著名商標はあまりにも著名になりすぎて、ダイリュージョン化していく。

競争企業にその著名商標をフリーライドされないように防護標章制度があり、その著名商標を類似商品にかぎって防護のために登録できるし、又、連合商標制度があり、同一の指定商品に対してではあるがその著名商標と類似の商標にかぎつて防護のために登録できるようにシステムづけられている。しかし、競争企業のフリーライドによる商標のダイリュージョンを防ぐには防護標章制度・連合商標制度いすれにも限界があり、最先願登録主義をとるわが国では（表<sup>1</sup>-4）に示した商標出願に係わる三四類の全指定商品について、出願時、各々全出願の労をとること以外に方法がない。すなわち、現在、不使用の商品であっても、著名商標のダイリュージョンを防ぐためには、出願時、同時に、あらゆる商品について指定して商標出願の必要がある。

将来、不使用による商標登録取消審判を請求されるおそれはあるが、継続して三年間不使用の立証責任は請求側にあり、

競争企業にその著名商標をフリーライドされないように防護標章制度があり、その著名商標を類似商品にかぎつて防護のために登録できるし、又、連合商標制度があり、同一の指定商品に対してではあるがその著名商標と類似の商標にかぎつて防護のために登録できるようにシステムづけられている。しかしながら、著名商標を普通名称化させることに連なり、他社が加工食品以外の商品に広く、先願にて商標登録し「M食品チキンラーメン」「K食品チキンラーメン」とすると、チキンラーメンという著名商標の死命を制することになる普通名称化のおそれがでてくるので万難を排して避けなければならない。

**第三節 実用新案・意匠戦略**

(1) 特許と実用新案との異同

(2) 実用新案と意匠との異同

その立証は困難を極めるので、商標戦略としては、全指定商品に先願するという著名商標の普通名称化を防ぐ方策が優先されるわけである。例えばチキンラーメンという著名商標を「N食品チキンラーメン」としたり、「和風チキンラーメン」としたり、することとはN食品自ら、著名商標を普通名称化されることに連なり、他社が加工食品以外の商品に広く、先願にて商標登録し「M食品チキンラーメン」、「K食品チキンラーメン」とすると、チキンラーメンという著名商標の死命を制することになる普通名称化のおそれがでてくるので万難を排して避けなければならない。

実用新案法の保護の対象は物品の形状構造又は組合せにかかる考案であつたもののであって、考案と物品とが

て、特許法の保護の対象である発明とは自然法則を利用した技術的思想の創作の高度性が要求されているかいなかの差異があるにすぎない。すなわち、実用新案法が保護する考案は一応特許法の保護する発明より高度性が軽微であるといつた質的な差異があるにもかかわらず、発明と考案の対象及びその内容において根本的な差異はなく、相類似するものである。したがって、特許戦略と実用新案戦略において基本的な区別をすることはむつかしいが、どちらかといえば、特許戦略の方が実用新案戦略よりも時間的にも優先し、実用新案戦略は製品化が完成した後の企業化、合理化の段階における基本特許戦略の事後調整的な役割を担うものであるといえよう。

不可分一体の関係にあるということにおいて一致し、いずれも特許戦略の副次的役割を担うものであるということにおいても一致する。しかし、実用新案戦略は文字通り特許戦略の副次的役割を担うものであるが、意匠戦略の方は、意匠とは物品の形状、模様もしく色彩又はその結合を媒介として美感を生じせしめるよう考案されたものであり、特許製品の使用価値を高める目的で物品に美感を生ぜしめるよう考案されたものであり、特許戦略を超えた高度性が要求されるものなのである。したがって、その国の工業化のバロメーターとして、意匠の発達・普及の程度を計ることが考えられる。

### (3) 意匠と商標との異同

意匠の本質は物品自体を構成する点にあり、意匠においては考案と物品とを分離して考察することは考えられない。それに反して、商標は商品の出所を識別さ

せるために物品に附されたものであるから物品の構成そのものではない。商標は意匠と異なり、あくまでも商品という物品に附せられたものであるから、物品とは常に分離して考えらるるものである。  
したがって、商標に関しては多数の相異なる商品についても同一商標の成立を認めうるが、意匠にあっては商品が異なるたびに意匠そのものが異なつてくるから多數の相異なる商品について同一意匠の成立は考えられないことになる。

#### (注釈)

- 3) 特許登録番号第一九九五二五号
- 4) アメリカ合衆国では先使用主義を採用している。

5) 特許登録番号第二九九五二四号

6) 日本特許法第八十三条  
同法第九一条

7) ( 関大・大学院社会学博士課程  
ほり こうぞう )

# 読者之声

## 『書評』に望む

私がこの『書評』誌を初めて手にしたのは「二十歳の原点」を通して、若者の自殺を分析した二十七号であった。他の商業雑誌には見られない新鮮な発見と期待を感じたその時から、約一年が過ぎ去ってしまった。

一見、「平和」な、この雑然とした大学生活の中での自分の存在すら確認しえぬまま、何をもつかみとることができず、世を拗ねた様な毎日を送っていた私にとっては、一種の救いであった。しかし最近、号を重ねるごとにその期待が急激に薄らいでくるよう感じるのは何故だろうか？

『書評』の目指すものが、文化大衆運動であるなら尚更、一般大衆（学生）が接しやすい書物を取り上げ、それにメスを入れることによって新たな価値体系を築くなり、問題意識を啓発するなりの役割を果してもらいたいと思う。

具体的に言えば私個人としては、最近の高度な社会科学的な文献を考察するよりも、昨年の様に文学的作品ないしは、私小説・ベストセラーズの様に大衆に親しまれ気軽に読める

ものの中から、『真理探求』にアプローチしてもらう方が手に取り易い、ということである。

社会科学的考察がダメだ、というのでは決してないが、それ以前に私達は（いえ、私は）かの専門的な觀念用語羅列の文體を把握する能力を備えていないのだ、ということを理解していただきたい。

最後に、今年のテーマが「日常生活の再確認」という事でもあり、又は、『書評』誌が単なる書評の範疇に囚われぬものであるなら、最近特に顕在化してきた部落問題などにも焦点を当てて眞の人間の解放とは何かを探ることによって、現在の私達のおかれている立場を確認してみてはいかがかと思うのが。

（関大社会学部二回生・上月美智子）

お詫び

末吉先生がご病気のため／私の研究ノートから／  
差別の空間構造(XII)は休載させていただきます。

読者の声

## 力タロニア 講歌

ジョージ・オーエル著  
鈴木隆・山内明 訳

## 人生論ノート

三木 清 著

著者は『動物農場』や『一九八四年』等の小説によって知られるイギリスの作家である。一般には、『動物農場』の寓話が共産主義批判の暗喩であるという誤解から、『反

共、作家というレッテルが貼られているようである。しかしこの本に記された彼のスペイン革命の体験を知るとき、この誤解は改められるだろう。彼の憎悪は英仏帝国主義との軍事同盟の代償としてスペインのプロレタリア革命虐殺に奔走したコミニンテルンとスペイン共産党リスター・ニストに向かっていたことが明らかになる。事実オウ

エルは「新聞記事でも書くつもりで」バルセロナに来て、革命に熱狂する民衆の姿に魅了され、自らもPOUM（マルクス主義統一労働党）市民軍の一民兵としてファシスト反乱軍と戦った。しかしコミニンテルンの援助の下に強力な軍事力を手にしたスターリニストとブルジョアジーの同盟は、民衆の革命の情熱を虐殺し、全ての組織を解体してスペインをファシストに売り渡した。この書はスターリニストの手による革命虐殺の歴史的証言として重要な資料であるとともに、オウェルの繊細な筆と冷静な眼がスペイン民眾の熱狂と革命的雰囲気を如実に描き出す名著である。

今日ほど、個人、個人が日常的に持ち合っている身近なさまざまの思念に対して、一つ一つの認識と検討が必要とされている時代はないだろう。

本書は従来から、あまりにも広く読まれ親しまれてきた小論本であるが、その内容は、著者、三木清によって鋭くとき澄まされ、彼の哲学を細かくかみ砕いた平易な文体によつて、日常一般に見落しがちの、誰もがもつ思念に暗示的な定義を与えており、そこには全体として一編の詩が流れているかのようだ。

また項目は、死・幸福・懷疑・習慣・虚栄・名譽心・怒・人間の条件・孤独・嫉妬・成功・瞑想・噂・利己主義・健康・秩序・感傷・仮説・偽善・娯楽・希望・旅・個性とわたっており、その点からも「哲学者の書」という堅苦しい先入観から、われわれを解放してくれるにちがいない。しかし、われわれは本書を一つのいわゆる教養書として、その文章の自然さや詩的性に甘え、安易に読み流してはならず、その一つ一つの定義を具体的に消化し、各自が個々の点に対して自ら考え、自らの定義を形成していくかねばならないだろう。

## 書物の案内

### サキ短篇集

サキ著  
中村能三 訳

### 女性解放思想の歩み

水田珠枝著

このサキ短編集は、サキの一三五編にもおよぶ短編のうちから、二一編をえらんだものである。われわれがこれを読んでまず感じるのは、彼の性格である気まぐれ、ユーモアのセンス、動物を可愛がる etc. が、文学上では、嘘つき・鋭い諷刺・残酷非常という型に変貌することだ。また、彼の作品における諷刺は、普通の諷刺とは少しちがって、モラルというものを含まずに、諷刺のしっぱなしで、そこからいかなる道を見い出すべきかという部分のない、いわば冷たい諷刺小説なのである。

短編小説と言うのは、だいたい何となく物足りないとう感覚を受けるのであるが、サキの全体をまとめる方法と最後の結末である「落ち」の才能はすばらしいもののように思える。すばらしい文章が、最後の「落ち」へわれわれを導き、そしてかれの全神経がそそき込まれている鋭い最後の一に行には、普通の読み方をしていればおそらく予測不可能であろう逆転の「落ち」が待っている。小じんまりとしたかれの小説の中に、一つ輝いたものがあるという形態を見ていると、やはりサキは短編向きの作家であろうと思わざるを得ない。

△新潮文庫・100円△

本書は、歴史上に表われた思想や社会変革——そのほとんどが男性によってなされたものだが——を女性解放の視点から位置づけようと試みる。

本書によれば、歴史上の思想がいづれも男性の解放に重点がおかれ、逆に女性を従属させようとすらしていたことを指摘している。また、女性は、家父長的な家族制度のもとで男性への従属が貴いこととされてきた。しかしそれは、性的差異を、性的な抑圧へと制度化して、男性が生活資料の生産を独占するためであり、家父長的な家族が根底から変革されなければ、女性の解放はありえないとする。

そして、女性の教育の必要性、出産が男性の生活資料の生産と同程度の重要性をもつこと、女性が労働を通して経済的に自立すること、等を提起している。

これらのことは、私達の最も身近な問題であり、性差別意識を変えなければ実現しないだろう。その意味からも、同じ岩波新書から発刊されている、ギャプロン著『妻は囚われているか』とともに女性解放思想の入門書として男性諸氏にも一読して欲しい。

△岩波新書・180円△

書物の案内





### 日常性再確認

私たちをうすまく大都市の流れ  
我一人で、それに逆流することも  
出来ず、流されながら、今ここに、  
確認することしかできない。

冷えきった空氣の中で、ほつと安らぐ  
自分に気づく。行かう人の顔も  
だれ一人私にほほえまず、  
悲しい顔、二つ三つ……

## お知らせ

投稿規定は以下の通りです。

は、『書評』誌の年八回の定期刊行・講  
今年度、われわれ『書評』編集委員会

原稿は原則として一行一八字で二〇行（一八〇字）を一枚と計算します。既成の四〇〇字詰原稿用紙を使用される場合は、下一段を使用せず三六〇字詰とし、一枚として計算して下さい。

『読者の声』への投稿は三～五枚程度。

原稿は一切返却しません。

尚横書き原稿は一切採用しませんので必ずたて書きにすること。

住所・氏名・その他学部・学籍番号・電話番号等詳々御明記下さい。

原稿採用分にはこちらから連絡します。

しかし、われわれの過重のより一層の發展には、諸君の広範で積極的な参加を必要とします。

☆ 投稿募集

い。  
発、論文、エッセイ、研究成果の発表等  
どのようなものでも結構です。詳しくは  
当編集委員会まで直接お問い合わせ下さ

吹田巾千里山東三十一〇

五六五

112

書評編集委員会

陝西大學生活協同組合

## 編集後記

☆ うつとおしい雨が降り続りますが、もうすぐ二ヶ月間の休み。この長い休みをバイトで過ごすもよし、海や山で真黒になるもよし、読書で過ごし論文をしたためるもよし。

☆ さて、本号は最も身近な人間関係である家族や共同体について取り上げてみました。

また、関大・写真部から寄せてもらった写真をグラビアにしてみました。カットやイラストを募集するとともに、これらの写真について、意見をお寄せ下さい。

☆ 「刑法改正」の答申が出されました。思想統制が明確な形をとて表われようとしています。「刑法改正」問題をふくめて、この間おこなわれているイデオロギー攻勢に対して鋭い批判の論文を募集します。

書評 第三六号  
一九七四年六月発行  
頒価 一五〇円

## 古典文庫 既刊50巻

◆第9回日本翻訳出版文化賞受賞◆

魔女 上・下	各 900円
疫病流行記	各 1000円
テ斯特氏・未完の物語	900円
ドン・ジュアンとラースト	900円
自伝 上・下	各 900円
唯者とその所有上・下	各 900円
夜警	800円
バスクチュー回想	800円
革命論集 上・下	各 900円
氣球乗りジャノッソ	700円
太陽の都・詩篇	800円
宇宙と諸世界	1000円
放浪の女へてん節クワーチェ	1000円
幻視者 上・下	各 900円
悲劇の哲学	900円
ドン・キホーテに関する思索	1000円
書物合戦・ドレイビア書簡	800円
阿呆船上・下	各 1000円
キリスト教暴露	900円
リマラン	各 1000円
テレマングの冒険上・下	各 1000円
ピレネ紀行	900円
義務について	1000円
● 呈内容見本	2000円

振 東京7-2-4-4-2-2-6-4-5-4-2-7-9  
東京都千代田区神田神保町2-1-20  
現代思潮社

編集・発行 関西大学生活協同組合組織部「書評」編集委員会

大阪工業大学消費生活協同組合書籍部「書評」編集委員会

連絡先 吹田市千里山東3-10-1 (TEL. 388-1121 内線776)